



# 沼田町 第5次総合計画

## 後期基本計画

【平成27年度～平成30年度】



ずっと「支える」 もっと「はばたく」  
雪国の理想郷 沼田町  
～町民も自然も雪も輝くまち～



北海道 沼田町



# 沼田町第5次総合計画 後期基本計画

## 目 次

1	はじめに	1
	・後期計画策定の役割	
	・計画の構成と期間	
2	第5次総合計画構成図	2
3	前期計画期間での取組み状況	
①	安心して暮らしやすいまちづくりの追求	4
	【安心できる福祉・医療・保健の充実】	
	【住み良い生活基盤の確保】	
②	活気あるまちづくりの追求	9
③	教育環境に優れたまちづくりの追求	11
④	地球環境に貢献するまちづくりの追求	13
⑤	計画の実現を目指して	14
	【「ぬまた」らしい協働・住民参加の促進】	
	【将来を見据えた行財政運営の効率化】	
4	将来像を実現するための重点戦略	
	『沼田21ジャンプアップ作戦』の前期取組み状況	16
	・地域資源は沼田の宝物プロジェクト	
	・住み良さの高度化推進プロジェクト	
	・地域経済振興重点プロジェクト	
5	中期目標における取組み状況	20
	・移住定住者の増	
	・新たな雇用の場の創出	
	・農業の担い手確保	
	・新たな特産品の開発、農産品のブランド化	
6	基本構想における将来人口目標の見直し	23
7	目指すべき将来像に向けた後期計画における優先的取組み	25
	・地域産業の活性化【農業振興、雇用の場】	
	・人口の確保【移住定住者増の実現、人口減の抑制】	
	・子育て満足度の向上【育児環境、教育環境の向上】	
	・快適で安心できる生活環境の創出【暮らしの高度化】	
	・情報発信の強化【町の魅力発信】	
8	後期基本計画	
①	安心して暮らしやすいまちづくりの追求	31
	【歩いて暮らせるまちづくりの実現】	
	【安心できる福祉・医療・保健の充実】	
	【住み良い生活基盤の確保】	
②	活気あるまちづくりの追求	55
③	教育環境に優れたまちづくりの追求	62
④	地球環境に貢献するまちづくりの追求	68
⑤	計画の実現を目指して	71
	【「ぬまた」らしい協働・住民参加の促進】	
	【将来を見据えた行財政運営の効率化】	
	資料編	
	・前期計画期間における計画進捗状況(自己評価)	76

# はじめに

## ○後期計画策定の役割

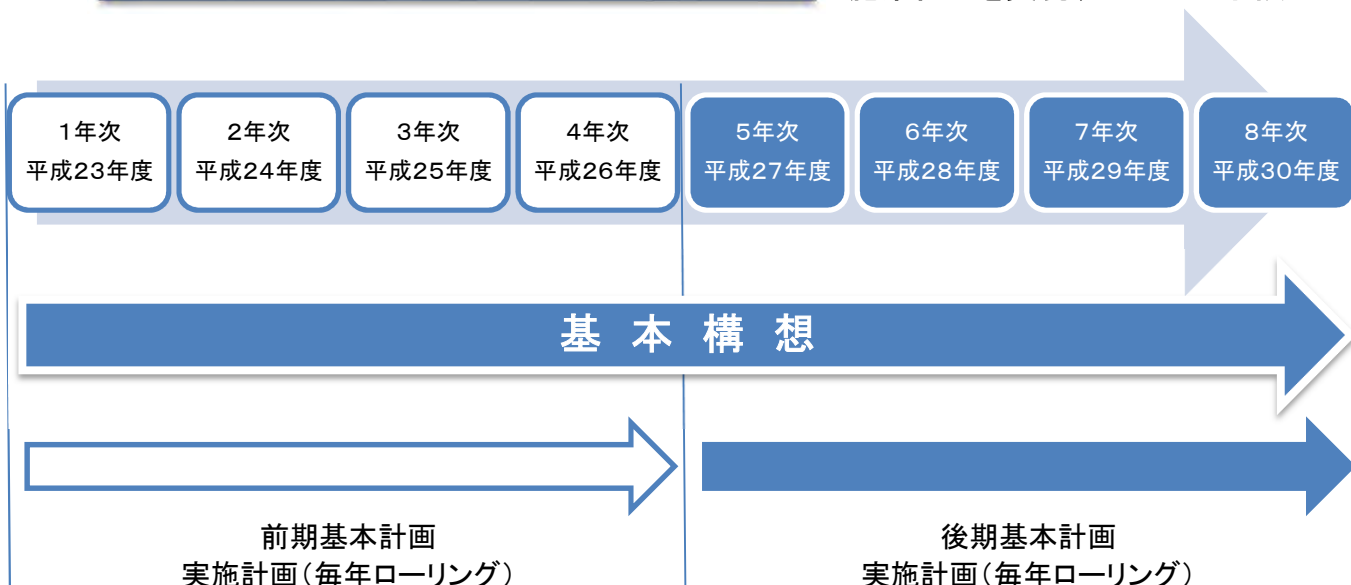
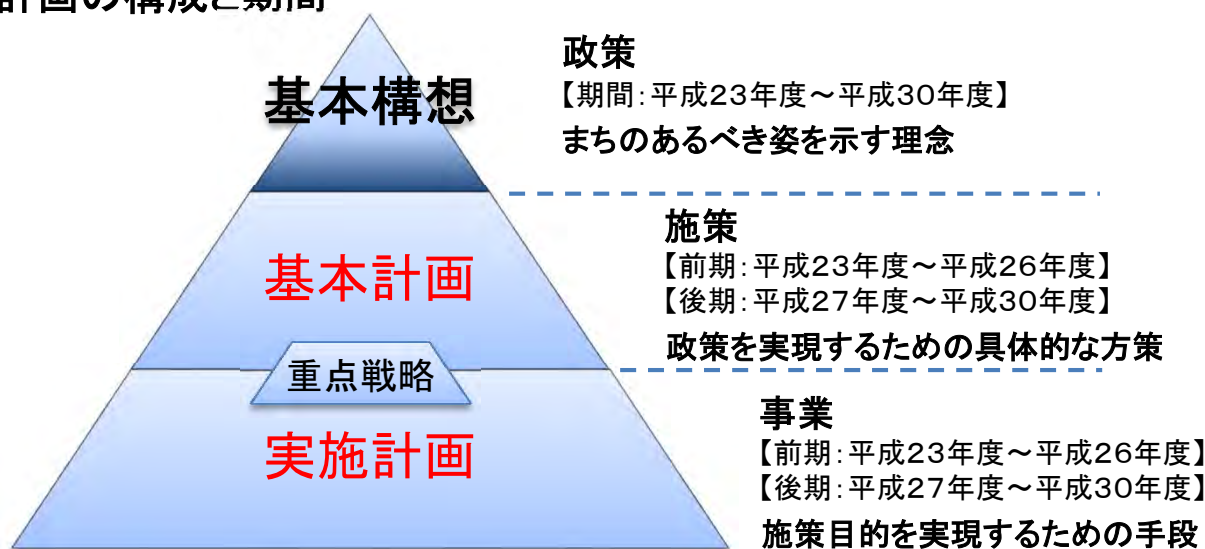
本町では、平成23年6月に「沼田町第5次総合計画」を策定し、向こう8年間における沼田町の目指すまちの将来像を『ずっと「支える」もって「はばたく」雪国の理想郷 沼田町～町民も自然も雪も輝くまち～』と定め、町民の安心・安全と地域の活性化、更には有機的連鎖性を持つ豊富な資源の活用等により、持続可能なまちづくりの実現に向けた取組みを進めてきました。

本総合計画は本町において最上位の計画であり、今後のまちづくりを進めるうえで行われる様々な取組みの基本となる計画です。

この計画により定めた基本構想の実現を目指す為の具体的な方策を示した基本計画においては、社会情勢や町民ニーズの変化に対し柔軟に対応させるために、総合計画の計画期間である8年間の前期・後期4か年に分け、より現状に即した方策を示すこととしています。

このため、前期基本計画が平成26年度をもって終了したことから、今回、後期基本計画(期間:平成27年度～平成30年度)を策定し、町民が安心して豊かに暮らし続けられる持続可能なまちづくりのため、前期計画からの継続した取組みや新たな問題や課題の解決に向けた方策など、引き続き、基本構想の実現に向けた取組みの方向性を明確にします。

## ○計画の構成と期間



# 沼田町第5次総合計画 構成図

## 将来像設定キーワード

- 1 住民が安心・安全で暮らしやすいまちづくり
- 2 働く場があり、産業に活気があるまちづくり
- 3 教育環境に優れたまちづくり
- 4 地球環境に貢献するまちづくり

## 目指すまちの将来像

ずっと『支える』もっと『はばたく』  
雪国の理想郷 沼田町  
～町民も自然も雪も輝くまち～

## 将来目標

- 1 人口の確保と維持
- 2 自然環境と生活環境が調和したコンパクトなまちづくりの形成

## 基本目標

- 1 安心して暮らしやすいまちづくりの追求
- 2 活気あるまちづくりの追求
- 3 教育環境に優れたまちづくりの追求
- 4 地球環境に貢献するまちづくりの追求
- 5 計画の実現を目指して

## 重点戦略(プロジェクト)

「沼田21ジャンプアップ作戦」

- 1 地域資源は沼田の宝物プロジェクト
- 2 住み良さの高度化推進プロジェクト
- 3 地域経済振興重点プロジェクト

重点戦略を推進することでの目指すべき施策目標

## 前期目標

- 1 新たな雇用の場の創出
- 2 移住定住者の増
- 3 農業の担い手確保
- 4 新たな特産品の開発
- 5 農産品のブランド化

## 後期目標

- 1 地域産業の活性化
- 2 移住定住人口の確保
- 3 子育て満足度の向上
- 4 快適で安心できる生活環境の創出
- 5 情報発信の強化

前期基本計画／後期基本計画、実施計画



# 沼田町第5次総合計画 基本計画

## 前期計画期間での 主たる取組み状況

～今住んでいる人を大切にする  
きらり輝くまちづくり～

【平成23年度～平成26年度】

### 前期基本計画の体系

#### ①安心して暮らしやすいまちづくりの追求 【安心できる福祉・医療・保健の充実】

- 1 地域医療体制の充実
- 2 高齢者福祉・介護の充実
- 3 子育て支援の充実
- 4 健康づくりの推進
- 5 地域福祉の推進
- 6 障がい者福祉の推進
- 7 社会保障制度の充実

#### 【住み良い生活基盤の確保】

- 1 雪対策の充実
- 2 快適な住宅の確保
- 3 公共交通の充実
- 4 上水道の効率的運営
- 5 下水道の効率的運営
- 6 道路・橋梁の整備
- 7 交通安全対策の充実
- 8 防犯体制の充実
- 9 防災体制の充実
- 10 消防・救急体制の充実
- 11 消費生活の安定
- 12 地域情報化の推進
- 13 土地の有効利用

#### ②活気あるまちづくりの追求

- 1 農業の振興
- 2 商工業の振興
- 3 企業誘致の推進
- 4 移住定住の推進
- 5 観光の振興
- 6 雇用・労働者対策の充実

#### ③教育環境に優れたまちづくりの追求

- 1 学校教育の充実
- 2 生涯学習の基礎づくり
- 3 多様な学習活動の推進
- 4 国際交流・国内交流の推進

#### ④地球環境に貢献するまちづくりの追求

- 1 環境対策の推進
- 2 廃棄物処理対策の推進
- 3 新エネルギーの利活用

#### ⑤計画の実現を目指して

#### 【「ぬまた」らしい協働・住民参加の促進】

- 1 協働のまちづくりの推進
- 2 広報広聴の充実

#### 【将来を見据えた行財政運営の効率化】

- 1 適正な行政運営の推進
- 2 健全な財政運営の推進
- 3 広域行政の推進

# ① 安心で暮らしやすいまちづくりの追求

## 【安心できる福祉・医療・保健の充実】

### 1 地域医療体制の充実

町民の健康と生命を守る機関であるJA北海道厚生連沼田厚生病院(現クリニック)に対して、良質で適切な医療の提供を求めることを目的として医療機器導入に伴う助成並びに医師確保対策にかかる支援等を行ってきましたが、医療制度改革や診療報酬の改定等により、これまでと同様なかたちでの病院機能を維持したままでの医療提供が難しい状況におかれました。このことから、町としては今後とも医療機関を維持・存続させていくことを第一義的に優先させ、これまでの病床のある病院から病床を有しない診療所化(クリニック)とすることについて関係機関と協議を行うとともに、町民から理解を求めることで医療機関の維持に努めたところであります。

このことにより、入院機能と二次救急医療機関としての機能が無くなりましたが、従前よりも深川市立病院又は深川第一病院等の町外医療機関との連携体制の強化及び町民に対してのソフト的支援を実施することで地域医療の確保に向けた新たな体制づくりを図ったところであります。

今後においては、超高齢化社会を目前に「治す医療」から「支える医療」への転換を重点に、予防医療や身近なかかりつけ医としての機能、及び地域包括ケアにおける訪問診療、訪問看護の推進、更にはターミナルケア体制の検討が必要であります。

### 2 高齢者福祉・介護の充実

各種健診や健康相談、予防接種等の実施及び未受診者等への勧奨により高齢者等の健康保持・増進に努めたことと併せて、「超元気な高齢者づくり」を戦略の一つに掲げ、高齢者元気100倍！教室や高齢者サロン等といった閉じこもりがちな高齢者が外へ出る機会を増やす介護予防事業を実施したことで、仲間づくり、生きがいづくりなどの充実を図りました。

また、介護支援ボランティア事業を実施し、生きがいや住民自らが社会参加するきっかけの場を提供しました。更に、高齢者等が安心して在宅での生活を送ることが出来るよう各種支援サービスの実施、見守りや緊急対応体制の整備・充実を進めてきたところであります。

今後においても超高齢化社会を迎えるにあたり、引き続き高齢者等が住みやすく、積極的に社会参加活動の出来る環境を整備していく必要があります。

### 3 子育て支援の充実

子育ての支援拠点となる沼田町地域子育て支援センターを中心に各関係機関と連携しながら、乳幼児の心身ともに健やかな発達を促す取組みや子育て相談等保護者への支援を行ってきました。また、保育を必要とする家庭に対して保育料算定階層の細分化による負担軽減を図るなど、子育て環境の整備に努めてきました。

更には、これまで懸案事項であった二重保育の解消と幼児教育の一層の充実を図るため幼保一元化(認定こども園)に向け本格的に着手したところであります。

今後においては、平成27年4月より施行される子育て支援事業計画を主軸に認定こども園の運用とともに、更なる子育て支援体制の拡充推進が必要であります。

## 4 健康づくりの推進

“私の健康が創る「沼田の未来」”をスローガンとして掲げ、住民の生活習慣を改善し、その発症予防に向けた様々な取組みを行ってきました。中でも、新たに健康運動指導士を採用し、子どもから大人、お年寄りまで年齢に応じた適度な運動を指導し推進してきました。

また、生活習慣病と密接に関係する食についても、農業・教育・商業分野と連携したなかで規則正しい食習慣や食文化の継承等、それらに対する認識を深める機会を多く持つことで食育を推進しました。

## 5 地域福祉の推進

## 6 障がい者福祉の推進

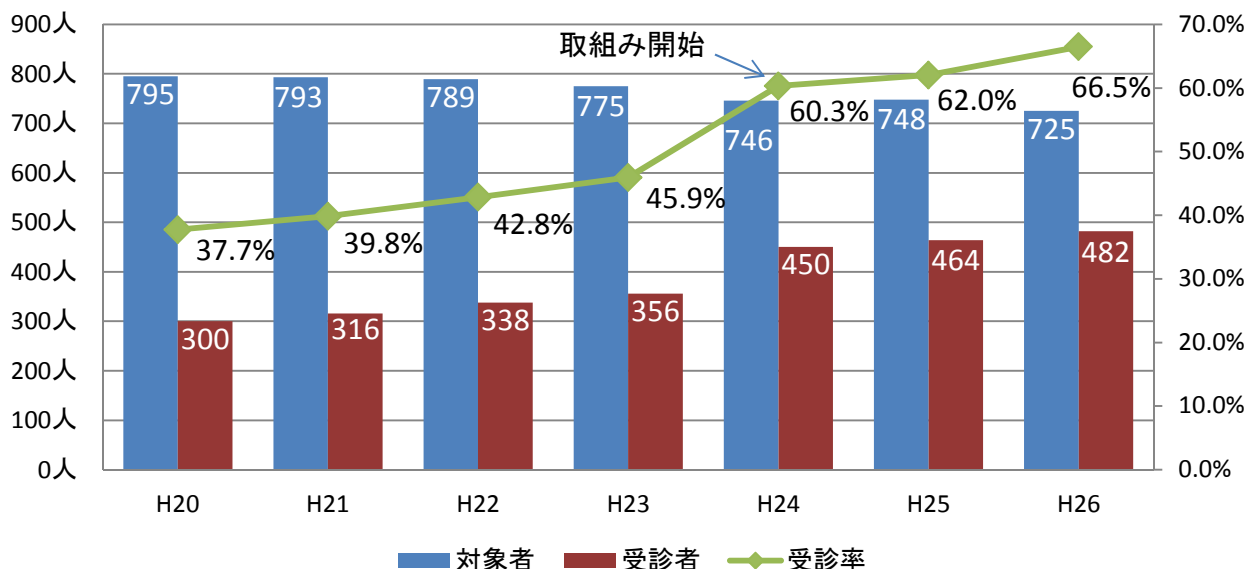
地域福祉ネットワーク(はあとふる沼田)の開始に伴い、町内会・行政区を中心に見守り等の協力体制の構築を促したことで、地域において住民同士が支え合う環境が整ってきました。今後も継続的に研修会等による理解と協力を促すとともに、効果的な事業の実施に向けた更なる展開が必要であります。

また障がい者福祉においては、相談窓口の設置や各種生活支援の実施など、日常生活の向上と社会参加の促進に繋げるための事業を進めてきましたが、利用者が少ない状況を踏まえ、より利用し易い支援内容の検討と更なる周知の徹底を図るなど、対象者の社会参加の促進を促す必要があります。

## 7 社会保障制度の充実

特定健診における未受診者勧奨や無料化を実施したことにより特定健診受診率を大幅に向上させ、生活習慣病予防と早期発見、早期治療を可能とすることで医療費の適正化に向けた取組みを図った結果、平成26年度の受診率では全道第4位(H27.6現在)まで向上させることができました。また、国民健康保険税担当課と連携を密にすることで、公正、公平な保険税の賦課、徴収に努めました。

○特定健診受診率の推移(H20～H26)



注 特定健診対象者及び受診者数は、国民健康保険被保険者で除外者及び年度内異動者を除く。

# ① 安心して暮らしやすいまちづくりの追求

## 【住み良い生活基盤の確保】

### 1 雪対策の充実

除雪機械の計画的な適期更新により冬場の生活道路の除排雪を強化したことと併せて、幅員の狭い歩道の拡幅工事を行い冬期間の通学路確保と歩行者の安全を確保しました。また、幹線道路である国道、道道に対し視距確保のための防雪柵の設置や設置に向けた要望活動を行う等、住民が安心して安全に冬の生活を送ることが出来るよう対策を図りました。

### 2 快適な住宅の確保

既に耐用年数を経過し解体が必要な公営住宅が存在していることから、計画的な建て替え又は修繕、解体を行うために平成24年度に公営住宅等長寿命化計画を策定しました。今後においては、農村型コンパクトエコタウン構想並びに当該計画に沿ったかたちでの住環境整備を進め、更に民間賃貸住宅の整備も促進していくことで快適な居住空間を提供していく必要があります。

### 3 公共交通の充実

車を所持しない等公共交通を必要とする住民の交通手段の確保を基本としたなかで、最も利用頻度が高いと思われる時間帯にダイヤを設定し、効率的な町営バスの運行に努めました。また、路線バスとは別に自宅前で乗降できる予約制町営バスの運行により、路線バスの空白地帯の解消と利便性の向上を図ることで公共交通機関の充実にも努めました。今後においても、住民に快適な暮らしを提供するために必要な公共交通機関の充実と利用し易い体制へと整備していく必要があります。



予約制町営バス出発式

### 4 上水道の効率的運営

### 5 下水道の効率的運営

上水道及び下水道の効率的運営については、水道事業の健全運営と計画的な漏水調査及び汚水管の清掃・補修工事を適時行い、有収率の向上を図りました。また、料金徴収体制や節減等施設の維持管理体制の効率化に加え、老朽管や施設整備等計画的に改修・更新を行うことで安心して安定的な供給体制の確立に向けた取組みを図りました。



## 6 道路・橋梁の整備

町道の計画的改修工事に加え平成26年度には道路ストック総点検を実施し、幹線道路における現在の舗装状態を正確に把握することにより、適切な維持管理と計画的改修を行い、将来にわたり安心・安全な道路ネットワークの確保に努めます。また、国道及び道道の歩道拡幅や設置、線形改良等の整備促進について継続的に要請活動を行い、事業化されたことで改善に向けた取組みを図りました。

町が管理している橋梁については、修繕や架け替えに要する費用の縮減と道路交通の安全性を確保することを目的として、点検結果を基に橋梁長寿命化修繕計画を平成25年度に策定しました。今後はこの計画に基づき順次修繕等を行っていく必要があります。

### ○道路ストック総点検

・幹線道路19路線を点検 → 2路線について修繕を予定

### ○橋梁点検

・町が管理する橋梁75橋を点検 → 7橋について修繕等を予定  
(橋梁長寿命化修繕計画に基づき実施)

## 7 交通安全対策の充実

町民の交通安全意識の高揚と交通事故死ゼロを目標に、沼田警察署及び交通安全協会等の関係機関との連携による各地域での交通安全支部懇談会の開催や街頭啓発、安全旗の設置等を行うことで町民一人ひとりの交通安全に対する意識の向上を図りました。また、交通弱者と呼ばれている子どもやお年寄りを対象とした交通安全教室を積極的に開催する等、町民一丸となって交通事故死ゼロ運動を実施しています。今後においても、平成24年7月に果たせなかった交通事故死ゼロ5000日を当面の目標として、関係機関との協力のもと更なる啓蒙活動等の取組みを図る必要があります。

## 8 防犯体制の充実

沼田警察署及び防犯協会、各町内会等関係団体と連携したなかで、お祭りなどの各種イベント時や歳末等犯罪が発生しやすい時期を中心に、青色回転灯搭載車両による町内巡回パトロールを実施する等の防犯活動が行われています。また、小中学生の登下校時には沼田っ子サポーター事業と連携を図り、ボランティアによる見守り活動を行うことで子ども達の安全確保に努めました。今後においても、安心して安全なまちづくりに努める必要があります。

## 9 防災体制の充実

災害発生時における迅速な対応と住民の安全を確保するため、災害対策を実施するにあたり基本となる地域防災計画の適宜修正と災害対策本部となる役場庁舎の耐震改修の実施、並びに経年劣化が著しい防災無線機器の更新や町内避難所への防災備品の配置等、突発的に発生する災害に対処すべく体制の充実を図りました。また、3町広域振興協議会並びに北空知圏振興協議会と防災協定を締結し、地域間における連携体制の充実にも努めました。今後においては、住民の防災意識の向上と自主防災組織の育成、更には災害時要支援者に対する対策の充実を図る必要があります。

## 10 消防・救急体制の充実

これまでも救急隊員及び消防職団員の資質向上と迅速な対応、関係機関との連携・協力について強化を図るため各種研修や訓練等を行い、消防及び救急体制に備えてきたところです。また、平成26年4月に救急指定病院であった沼田厚生病院が無床のクリニックとなったことに伴い、深川市立病院が救急搬送先となったことから、救命救急のより迅速な対応と医療機関との緊密な連携が必要であります。

これらのことから、今後においても更なる隊員の資質向上と広域的な医療体制等関係機関との連携強化、体制強化を図ります。また、平成28年5月で使用出来なくなる現在の消防救急無線から、平成26年度にデジタル化へ更新したことにより、秘匿性の向上やデータ伝送を可能とする等これまで以上の機能充実が図られたことで、消防・救急体制の更なる強化推進を図ります。

## 11 消費生活の安定

深川地域消費者センターや沼田警察署と連携し、消費者事故等に関する情報の収集や広報誌等により被害防止に向けた住民への情報提供、又、広域的に相談できる窓口体制の整備等消費者安全の確保に努めました。

## 12 地域情報化の推進

町内外に対してきめ細やかな情報提供を行うためメール配信システムの構築とホームページのリニューアルを実施し、効果的な配信サービスと情報発信環境の向上を図りました。今後においても充実した内容の情報提供を行うとともに、急速に普及をしているICT(情報通信技術)の様々な分野での利活用について検討する必要があります。

## 13 土地の有効利用

現存する空き地、空き家の多面的な活用や土地・建物の流動化の促進、公営住宅の建替え等による住宅の安定的な供給等、現状を把握したうえで土地の有効利用に向けた検討を行い、平成24年度に土地利用計画(住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画)を策定しました。今後においては売却を含めた町有地の有効活用と併せて、まちなか居住を推進することで市街地における計画的な土地利用について検討する必要があります。

## ②活気あるまちづくりの追求

### 1 農業の振興

農業を基幹産業とする本町において、農業従事者の高齢化や担い手不足等の問題が深刻化を増す中、沼田農業への新たな参入を促す施策として、国の制度を活用しつつ関係機関との協力のもと町単独でのきめ細やかな支援を行うことで新規参入に向けた新たな取り組みを実施し、2年間の研修を経て営農を開始する就農者を生み出す等担い手の確保に努めました。

また、今後において遊休農地の発生が懸念されるなか、離農跡地などの農地流動化を円滑に進めていくため引き続き基金を創設する等の支援を行うとともに、大規模経営化が進む中での作業効率向上のため基盤整備事業の実施の他、一部地域で行った鳥獣被害防止電牧柵の設置等健全な農地保全と良好な営農活動に向けた取り組みを実施しました。

更には雪中米と並ぶ特産品であるトマトジュース等本町を代表する農産加工品において、他企業と業務連携するとともに農産加工場の施設整備を行うことで、販路拡大による販売促進と生産性の向上、更にはトマト等の地元農産物を活用した新製品の開発等沼田ブランドの確立に向けた取り組みを図りました。今後においても、農家戸数の減少や配偶者対策、離農跡地等の遊休農地の発生危惧等現在抱えている諸課題に対応できる柔軟な施策を展開していく必要があります。

### 2 商工業の振興

近年の商工業を取り巻く環境は、長引く景気低迷に加え、近隣大型店舗への購買力の流出等の影響から、地元商工業において厳しい経営環境が余儀なくされている中、中心市街地の活性化や地産地消の促進による地元購買力の向上、又、商工業者の経営安定維持や商店街の活性化へ繋がる事業展開を促進させる支援、更には地域経済の活性化に向けて商工会や観光協会などの関係機関と連携を密にした取り組みとして、本町の企業立地促進条例に基づく支援を活用し、既存進出企業2社が植物工場の建設、事業拡大の取り組みをそれぞれ行う等、引き続き既存企業の新分野への参入等の事業拡大に向けた側面支援を図る等、更なる地元商工業の振興発展に努めていく必要があります。

### 3 企業誘致の推進

企業へのアンケート調査や企業訪問等これまで継続したかたちで積極的に取り組んでおりますが、景気低迷等により企業側が新たな設備投資を抑える傾向が強く、企業立地に向けては非常に厳しい状況の中ではありますが、平成22年に調印を行っていた道外企業1社が、現在テストセンター建設に向けて準備を進めているところであります。また、沼田町企業立地促進条例の一部改正を行い進出企業に対する優遇策を拡充したことから、今後においても引き続き企業誘致活動を積極的に実施するとともに、起業支援についても充実を図り、町内での起業化も併せて推進することで地域経済の活性化に努めていく必要があります。

## 4 移住定住の推進

本町での移住定住を促進させる施策として、これまでの制度を拡充したかたちで平成23年度に制定した「移住定住応援条例」及び「融雪施設設置補助金交付事業」を展開し取組みを行ったことに加え、新たに高校就学奨励金を交付する「がんばる高校生応援手当条例」の制定等の各種子育て支援策の拡充や充実した教育を受けることのできる環境整備を進める等「子育て満足度日本一」を目指した取組みを図ることで、特に生産年齢人口層の定住環境を向上させるとともに、新たな移住定住者の獲得に繋がられるよう努めました。

また、これら制度に加え、本町特有の生活支援策等まちの魅力ある優遇施策を観光協会や広域協議会等の各種団体と連携を密にしPRするとともに、町HPや町の取組みをまとめた冊子を作成、配布する等、道内外に広く情報を提供することで、移住定住者の増加に向けた取組みを図りました。今後においても、全国的に人口減少が問題視されているなか、更なる支援策と本町の魅力ある情報を常に発信させることでのPR強化を推進していく必要があります。



人口減少STOP緊急連絡会議

## 5 観光の振興

「あんどん」、「ほたる」、「雪」等、豊かな自然環境と豊富な観光資源を有する本町において、地域経済への波及、交流人口を増やすことでのまちのPR等、観光事業が担う役割は非常に大きいことから、今後においても引き続き本町の資源を活かした各種イベントの開催や体験型観光事業の実施等、各関係機関、団体と連携し更なる発展に努める必要があります。また、平成26年度において、まちのPRや特産品販売、移住定住PR等関連事業を一元的に行う事で、新たな事業展開を図る施策や職員体制の充実等、観光協会の法人化を視野に入れた組織強化を行う事で観光振興の基盤強化を取り進め、交流人口の拡大に向けた取組みを確実に進める必要があります。

## 6 雇用・労働者対策の充実

これまで国の緊急雇用創出推進事業を活用したなかで雇用の創出を確保した経過にありますが、これについては一時的な対策であり継続雇用に繋がるような成果を得ることが出来ていない現状にあります。このような中、新たな産業創出や企業誘致等により雇用の場を充実させることが今後のまちづくりには重要であり、喫緊の課題でもあることから、町内企業や関係機関との連携を図るとともに、更なる雇用対策を継続性をもって講じていく必要があります。

## ③教育環境に優れたまちづくりの追求

沼田町教育委員会では、長期的な視野に立った上で、急激な変化にも柔軟に対応しつつ、沼田町の未来を築いていく上で重要となる人づくりに取り組むため、町全体で教育を推進する必要があることから、本総合計画における教育分野の取り組み実現に向けた部門別計画として、学校教育、社会教育、生涯学習、文化及びスポーツに関する総合的な計画「沼田町総合教育計画」を平成24年度に策定しました。

### 1 学校教育の充実

幼稚園、小学校、中学校それぞれにおいて教育目標を掲げ、子ども達の学力の向上と豊かな心、健やかな体を養い、生きる力を育む教育の推進に取り組んでいます。特に本町では幼小中一貫・連携教育の取組みを推進しているなか、平成26年度にはこの取組みが北海道教育委員会の指定事業に位置付けられる等関係者連携のもと幼小中10年間の発達を見通した教育内容の充実を図っていくこととしています。また、臨時補助教諭の配置、ICTを活用した教育教材の導入、放課後や夏・冬休み期間を利用して補習を行う学習サポート事業の実施等、学力向上に向けたきめ細やかな学習指導を図ってきました。

沼田小学校 新校舎(H25完成)



### 2 生涯学習の基礎づくり

様々な教育事業を通じて学習意欲の向上を図るとともに学ぶ習慣を養い、生涯にわたって学習することが出来る基礎づくり、体制づくりの推進に努めました。特に、家庭における学習意識を高める基礎づくりの取り組みとして、親を対象とした家庭教育支援講座や家庭学習ハンドブックの作成及び配布、放課後や夏・冬休み中の学習サポート事業等親を巻き込んでの効率的、効果的な学力向上対策を実施しました。

### 3 多様な学習活動の推進

芸術文化活動やスポーツ活動等様々な学習機会の提供と充実を図ることで趣味や教養を養い、子どもからお年寄りまでが豊かな生活を送られるよう各種サークルや総合型スポーツクラブ、高齢者団体等と連携し各種事業を実施しました。また、教養や観光資源の一つでもある化石事業についても、化石体験館の完成等体験事業が充実したことで町外からの参加者が増加している傾向にあります。今後においても各種学習を受けることのできる体制を図るとともに、地域において優れた趣味や特技、技能を持った人材の確保と育成を更に促進させることで、指導する側の充実を強化する必要があります。

### 4 国際交流・国内交流の推進

姉妹都市で既に交流のあるカナダポートハーディ地区との隔年による派遣、受入事業については継続的に実施しており、平成26年度には姉妹都市提携20年を迎えたことから派遣と受入の両方について事業を実施し交流を深めました。更に派遣事業においては学校との交流に重点を置くことで教育的要素の充実に努めました。また富山県小矢部市との交流につきましては、双方の中学生が隔年で派遣、受入を行う人的交流と小矢部市の道の駅で毎年行われている沼田フェアでの物販や農産加工品の継続販売等の経済交流を実施しました。



カナダポートハーディ派遣事業



富山県小矢部市石動中学生受入

## ④地球環境に貢献するまちづくりの追求

### 1 環境対策の推進

温室効果ガス削減に向けた取組みを実施するにあたり、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいた沼田町地球温暖化防止対策実行計画を平成23年度に策定し、この計画に沿って二酸化炭素排出削減に向けて実行に移しておりますが、全町的な活動に至っていないことから、更なる周知、啓発強化と各事業、各関係機関との連携による具体的な取組みを行う必要があります。また、自治振興協議会や関係機関との連携によるクリーン作戦の実施や広報等による啓発活動、更にはグリーンルールの実施による美化活動等、環境美化に対する住民の意識向上に繋げる活動も継続実施しています。

### 2 廃棄物処理対策の推進

資源ごみの回収方法をセンターへの持ち込み方式に加え、個別収集を実施することで住民の利便性と負担軽減を図りました。また、ごみの分別収集の徹底を図る手段として新たにごみ収集カレンダーを作成し分別の定着化に努めたことと併せて、担当窓口の明確化と個別訪問によりごみに関する相談体制の充実を図りました。今後においては3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組み強化等ごみの減量化に対する住民意識を高めていく必要があります。

### 3 新エネルギーの利活用

既に取り組んでいる雪利用の更なる普及と新たな利活用の検討を行うことを目的として設置している沼田町利雪研究会において、特産品開発へ繋げるための雪室貯蔵や花卉及びイチゴ栽培における実証試験を行う等雪資源の有効活用について継続的に調査研究を行っています。また、化石燃料に依存している現状において、エネルギーの自給自足による災害時のエネルギー確保やCO2削減等を促す取組みとして、バイオマスや太陽光等といった本町に賦存している未利用エネルギー源について積極的な導入に向けた可能性調査を実施し、更なる環境への配慮を目指すとともにエネルギーの地産地消に向けた取組みを図りました。今後においては施設への導入検討等、新エネルギーの新たな利活用方法の確立と全町的な取組みの可能性について更に検討していく必要があります。



輝け雪のまち宣言10周年事業

## ⑤計画の実現を目指して

### 【「ぬまた」らしい協働・住民参加の促進】

#### 1 協働のまちづくりの推進

これまでの行政主導によるまちづくりから、住民と行政が共に考え行動へ移していくことがこれからの地方行政には必要であり、その為には住民が参画しやすい環境と協働に対する住民への意識付け、更には各町内会等地域の活性化が重要です。そのため、地域担当職員を各行政区に配置し、情報の共有や地域活動への助言等自主的な地域活動を助長する取組みを行いました。

また、自治振興協議会の活性化を図り更なる活動の拡大と充実を図るために現在取り組んでいます。

#### 2 広報広聴の充実

インターネットの普及により町内外への情報発信手段としてホームページの果たす役割が極めて大きいことから、閲覧しやすくタイムリーな情報提供を可能とするためにリニューアルを行った他、メール配信システムの構築により携帯端末への迅速な情報提供等情報発信の充実に努めましたが、メール配信の登録者数が低い現状であることから、緊急時等における当該システムの有効性、必要性等を促すことで今後とも利用者増を図っていきます。

また、ふれあい懇談会や各種団体との懇談、ふらっとーク等町政に反映すべく住民の声を聴く機会を設けることで広聴活動の充実を図りました。

今後においても、住民の意見や考えを町政に反映し、住民と行政の協働のもと住み良いまちづくりを実現するためにも積極的な広聴活動の推進に努めていく必要があります。



沼田厚生病院の無床診療所化に伴う町民説明会



## ⑤計画の実現を目指して

### 【将来を見据えた行財政運営の効率化】

#### 1 適正な行政運営の推進

#### 2 健全な財政運営の推進

厳しい財政状況の中、効率的で効果的な行政運営を心掛け、事業評価の実施による既存事業の精査、定員管理及び給与の適正化の推進、並びにこれまで沼田開発公社で管理運営を行っていた施設を民間企業へ指定管理したことで、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図りました。

また、健全な財政運営の推進につきましては、一般財源である地方交付税が減少傾向にあるなか、極力町債の発行を抑制しつつ繰上償還等を行い公債費の縮減に努めたことと併せて、必要となる起債については過疎債を中心に有利な借入を行うことで健全財政の確保を図りました。今後においても引き続き、サンセット方式の活用やスクラップアンドビルドを積極的に取り入れることで財政運営の効率化を図り健全財政の確保に努めていくとともに、今後発生しうる大型建設事業を考慮し、基金の新規造成を含めた中長期的な財政計画を策定する必要があります。

#### 3 広域行政の推進

各分野での一部事務組合や北空知1市4町からなる北空知圏振興協議会、更には3振興局にまたがる小平・幌加内・沼田3町広域振興協議会等、近隣市町と連携を図ることで共通する課題解決に向けた取組みや行政の効率化、要望活動、首都圏での特産品販売等まちの活性化に向けた取組みを図りました。今後においても自治体財政が逼迫するなか、新たな協力関係を模索しながら最少の負担で最大の効果をもたらす取組みを強化していく必要があります。

北空知圏学校給食センター  
～きたそランチ～ H27. 3落成





**重点戦略**（沼田21ジャンプアップ作戦）

**における前期取組み状況**

# 将来像を実現するための重点戦略

## 『沼田21ジャンプアップ作戦』の前期取組み状況

### (1) 地域資源は沼田の宝物プロジェクト

#### 【前期計画期間中の取組み状況】

現在町が置かれている状況は、依然として高齢化社会及び人口減少が進んでおり、小規模自治体が抱える問題は深刻化を増していることから、これら問題の解決又は改善に向け、第5次総合計画に掲げた将来像を実現するため様々な施策を検討及び実施しているところであります。

その中でも、本町の強みである農業を活かした産業資源を始め、観光資源、環境資源等豊富な地域資源を上手く利用し活用することで多方面へ有機的に結び付けることが今後のまちづくり、まちの活性化に繋げる重要な要素となっており、前期計画期間中においては、これら資源の町外流出を防ぎ町内循環を目指す施策とともに、特産品開発等外貨獲得に向けた様々な施策を展開し始めたところであります。

また、町内の購買力が流出傾向にある現状のなか、中心市街地の活性化を促し、町内消費を拡大することで域内での経済循環を図るとともに、住民の生活を守り、利便性を高めることでより良い生活環境を目指していくため、農商官連携による(仮称)商店街中核施設」の建設に向けた計画案の三者合意がなされたところであり、現在、施設整備に向けた準備を進めているところであります。更に、地域おこし協力隊の受け入れ等外部から人材を誘致し、新たな起業への可能性に向けた支援を行う等人的資源の活用についても積極的に取り組んでいるところであります。

今後においても、本町の魅力ある資源活用の可能性を検討しつつ事業実施に向けた取組みを強化し、更には継続性を持たせることで町全体の活気を取り戻し、急激な人口減少を防ぐとともに人材の育成、確保等に繋げ、産業の活性化や就業機会の創出等疲弊する地域の創生を目指し、町民がいつまでも暮らし続けられるまちの実現に向けた取組みを推進します。

#### ○主なプロジェクト関連施策

～ 前期計画期間中における新規(拡充)事業 ～

- ・地域おこし協力隊事業
- ・農産加工場新商品開発事業
- ・購買力向上対策事業
- ・特産品開発事業
- ・緊急雇用創出推進事業
- ・まちなか賑わい夕市事業
- ・まちづくり活性化支援事業(制度拡充)
- ・農産加工場整備事業
- ・活！ぬまたステップアップ事業
- ・中小企業経営安定化維持・市街地域活性化事業
- ・農業新規参入支援制度事業(制度拡充)

## (2) 住み良さの高度化推進プロジェクト

### 【前期計画期間中の取り組み状況】

人口減少が全国的に問題視されているなかで、本町においては高齢者福祉サービスや子育てに関連、教育関連等、これまで他町と比較しても決して劣ることの無い様々な施策を展開して来ております。しかしながら、少子高齢化に伴う自然減や社会的要因等の理由から年々人口は減少傾向にあります。

このような状況のなか、更なる施策の充実を図り、町民の満足度を高めることで如何にして町外に流出させないか、又、如何にして本町の魅力を高め町外から人を呼び込むかについて検討を行い、安心・安全で快適な暮らしを追求した各種事業を実施してきました。

中でも、当該プロジェクトを総合的に反映させた前期基本計画期間中の最重要施策である「沼田町農村型コンパクトエコタウン構想」については、医療福祉の充実を図り、これからの超高齢化社会に対応したコンパクトな街並み形成を図るとともに、若年世代にとっても子育てしやすい魅力的な空間を目指し、若い世代からお年寄りまでが安心・安全で快適な暮らしを実現できる総合的な環境整備を行うことで、人口の維持、確保を図り地域の活性化へと繋げ、第5次総合計画の目指すまちの将来像である「ずっと『支える(安心)』 もっと『はばたく(活気)』」雪国の理想郷づくりの実現に向けた計画を現在進めているところであります。

今後においても、住民の生活スタイルの多様化に対応した施策を検討、実施することで住み良さの高度化を図り、「超元気な高齢者」「子育て満足度日本一」等、魅力が感じられる沼田町独自の持続可能なまちづくりの実現に向けた取り組みを推進します。

### ○主なプロジェクト関連施策

～ 前期計画期間中における新規(拡充)事業 ～

#### 定住・移住環境整備

- ・融雪施設設置助成事業
- ・移住定住応援奨励金(制度拡充)
- ・情報発信事業(HPリニューアル、メール配信システム)

#### 産業の活性化

(1) 地域資源は沼田の宝物プロジェクト及び(3) 地域経済振興重点プロジェクトの主な施策に記載

#### 暮らしの安心・安全・快適

- ・総合的な住民の健康対策事業
- ・防災無線デジタル化更新事業
- ・高齢者ハイヤー利用助成事業(制度拡充)
- ・洪水等ハザードマップ作成事業
- ・予約制町営バス運行事業
- ・健康イチバン！大作戦事業
- ・介護支援ボランティア制度事業
- ・高齢者サロン事業
- ・高齢者等日常生活支援事業
- ・高齢者等入院交通費助成事業
- ・沼田町農村型コンパクトエコタウン構想及び整備計画策定事業(構想概要 P19)

## ○主なプロジェクト関連施策

～ 前期計画期間中における新規(拡充)事業 ～

### 子育て支援

- ・保育料軽減対策事業(階層細分化)
- ・ディスプレイ設置助成事業(制度拡充)
- ・運動指導事業
- ・子育てカフェ運営事業
- ・特定不妊治療費助成事業
- ・幼保一元化(認定こども園)環境整備事業

### 教育環境

- ・沼田町教育総合アドバイザー設置事業
- ・学習サポート事業
- ・沼田町一貫・連携教育推進事業
- ・幼小中ICT活用事業
- ・スクールカウンセラー派遣事業
- ・奨学資金貸付枠拡大事業
- ・食育事業

## (3)地域経済振興重点プロジェクト

### 【前期計画期間中の取り組み状況】

これまで継続的に推進している地域経済の好循環を目指した取り組みについても、国に対してその必要性、重要性の理解を求め、構想の実現、施設等の誘致、規模拡充に向けた要望活動を積極的に行っているところであります。

また、地域経済の振興と働く場所を確保することで人口維持、確保が期待できる企業誘致活動についても、道内外の企業の立地を促進させるため、企業立地促進条例の改正を行い助成制度の内容を拡充させる等本町への企業進出の魅力を高めるとともに、本町の最大の強みである雪冷熱エネルギーの利活用について全面的にPRしたなかで継続性を持った誘致活動を進めています。

この他、雪冷熱エネルギーを始めとするクリーンエネルギーについても、新たな産業の創出や新たな雪ブランド商品の開発等本町特有の資源を上手く利活用することであらゆる地域経済振興の可能性を秘めていることから、関係機関と連携したかたちで利活用に向けた調査、研究を進めています。

## ○主なプロジェクト関連施策

～ 前期計画期間中における新規(拡充)事業 ～

- ・国への要望活動(食料基地、矯正・保護、自衛隊)
- ・企業誘致推進事業(制度拡充)
- ・雪冷熱エネルギーの利活用に向けた調査・研究

# 沼田町農村型コンパクトエコタウン構想

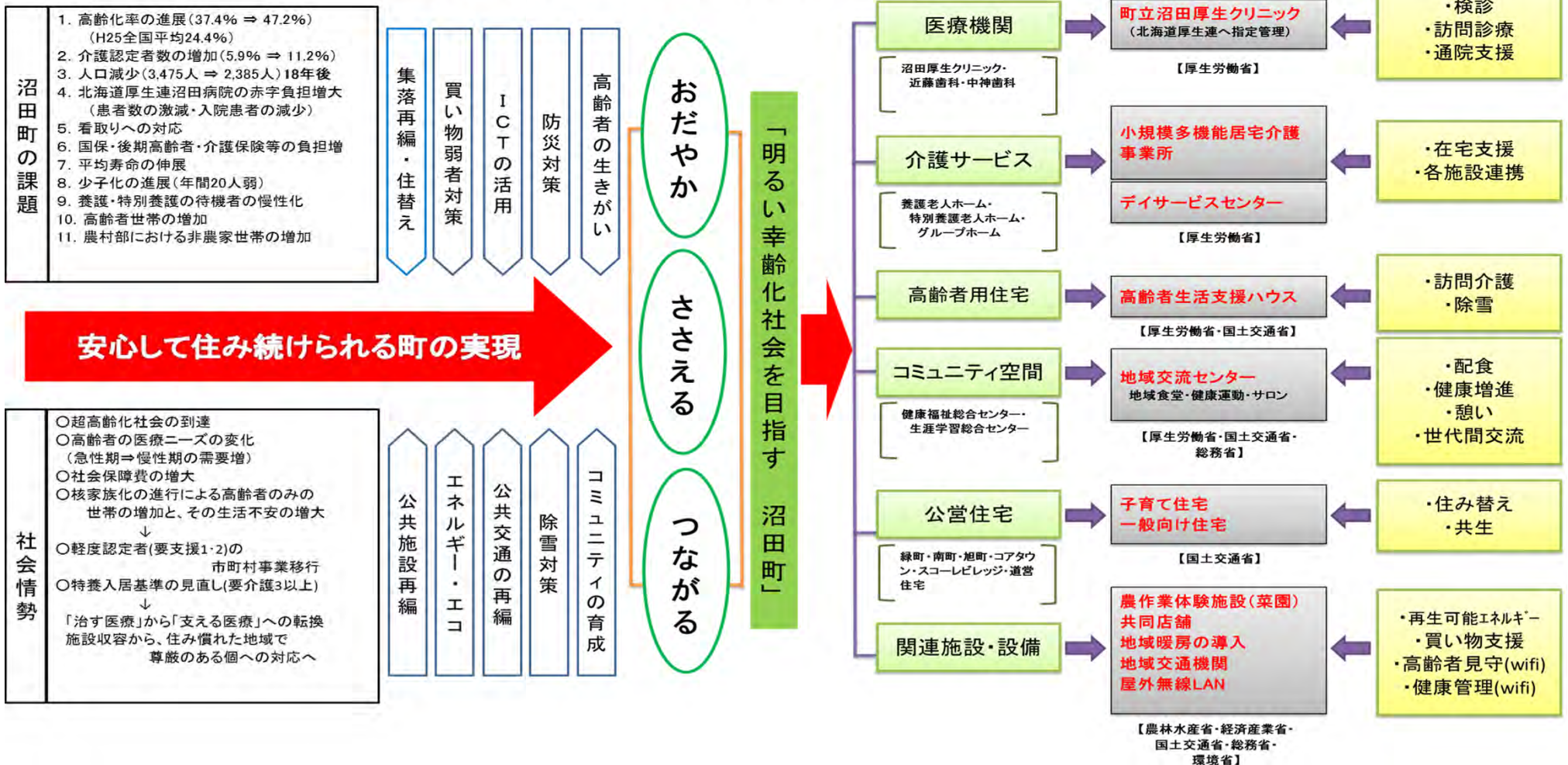
本町では、住民が安心して暮らし続けられるために、医療・福祉のみならず、住宅や買い物、移動など小規模自治体の様々な課題に対応したまちづくりを検討し、コンパクトで効率的な町にするための**5点の方針**に基づいた『沼田町農村型コンパクトエコタウン構想』の検討を平成25年度より本格的に開始しました。


## 【方針】

- ①歩いて暮らせるまちづくり
- ②安心な医療福祉体制
- ③中心市街地の活性化
- ④自然エネルギーの活用
- ⑤コミュニティデザインの手法による住民主体のまちづくり

## 沼田町農村型コンパクトエコタウン整備プロジェクト

～小規模自治体の先駆けとなる取り組みを目指して～





# 中期目標における 取組み状況(検証)

# 中期目標における取組み状況

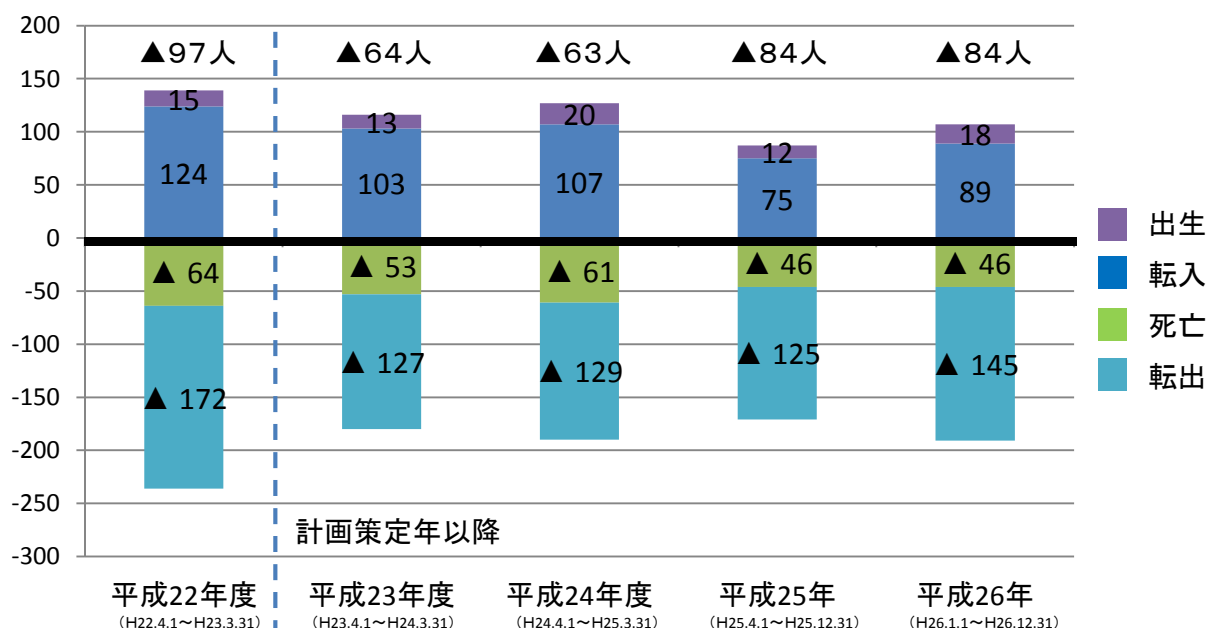
## ○移住定住者の増

全国的に人口減少問題が取り沙汰されている中、本町においても人口の減少は顕著であり、本総合計画が策定年から中間年にあたる平成26年度(H27. 1. 1現在)までの間で295名の減少となっています。内訳としては、死亡及び出生の自然増減は143名減、転出及び転入による社会増減は152名減であり、社会減が若干高いものの自然減とほぼ同じ割合で推移しております。このような状況の中、今後において人口の維持・確保を目指すためには、如何にして人口流出を減らし流入を増加させるかが課題であり、この対応策が求められています。

移住定住者の増加に向けた町独自の特色ある取組みはこれまでも展開してきていますが、平成26年度に『沼田町「人口減少STOP」緊急連絡会議』を設け、あらゆる視点から人口維持・確保策の更なる実施に向けた検討を開始させたところであります。

また、人口と比例したかたちで生産年齢人口が減少する一方、高齢者の人口割合が増加している現状において、お年寄りを始めとする全ての住民が安心安全で快適に暮らし続けられる環境整備を目指した「沼田町農村型コンパクトエコタウン構想」を実現させることにより、これまで以上に本町の魅力と暮らしやすさを向上させ差別化を図ることで移住定住者を増加させていく等、後期計画においても第5次総合計画での将来人口の目標達成に向けた取組みを今後4年間において強力的に推進します。

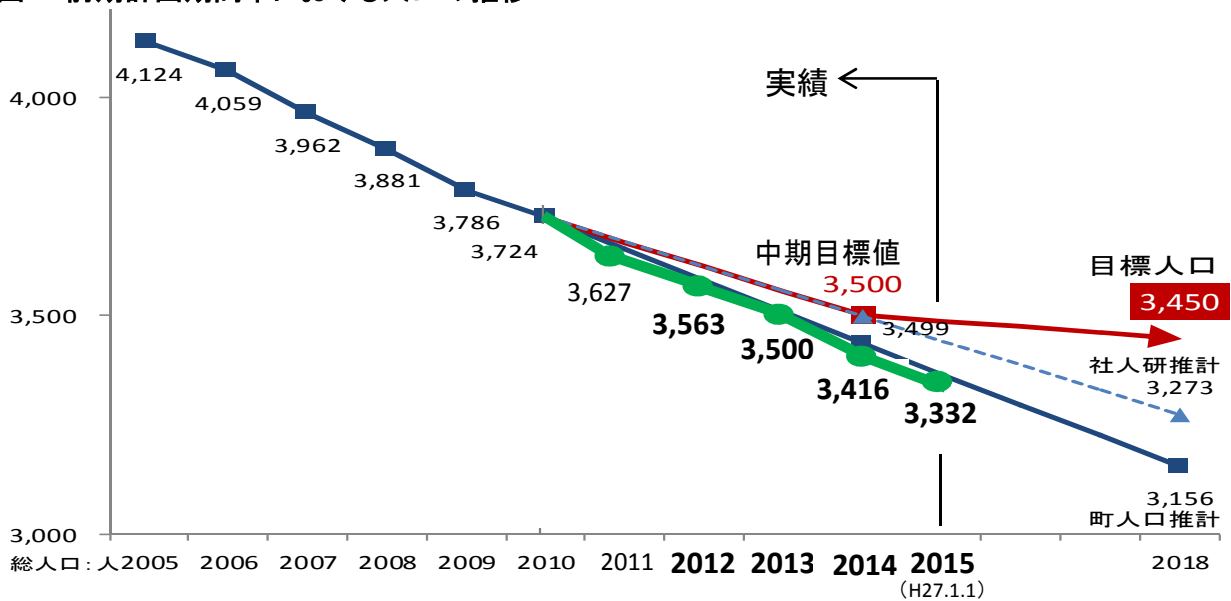
図1 人口増減事由別内訳



注 平成22年度から平成24年度までは各年3月31日時点の住民基本台帳人口(住基ネット集計値)  
平成25年からは1月1日時点の住民基本台帳人口(住基ネット集計値)

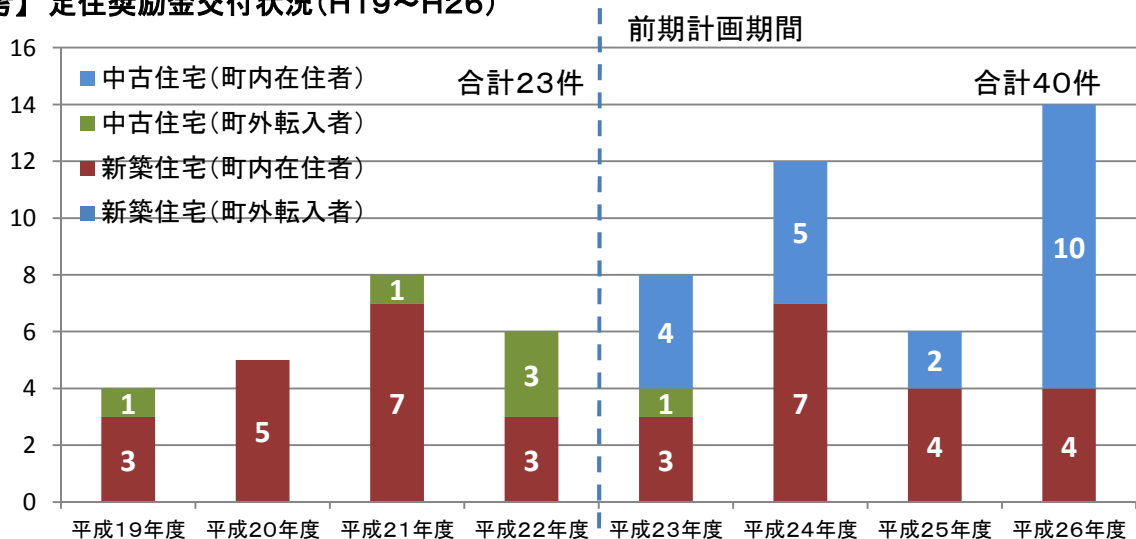


図2 前期計画期間中における人口の推移



注 2005年から2013年までは各年3月31日時点の住民基本台帳人口(住基ネット集計値)  
2014年からについては1月1日時点の住民基本台帳人口(住基ネット集計値)

【参考】 定住奨励金交付状況(H19~H26)



○新たな雇用の場の創出

人が移り住み生活していくためには働く場所の確保が最も重要な条件であり、住民アンケートの結果からも重点的に取り組むべき分野として挙げられているなかで、これまで積極的な企業誘致活動や基幹産業である農業の新規参入施策、更には地元商店街の振興や地元企業の安定化に資する対策等、地域産業の活性化に伴う雇用環境の創出に向け、様々な施策又は対策を講じてきております。

しかしながら、長引く不況による景気低迷などの理由から、就業先となる企業の進出や地元既存企業における雇用者の間口拡大など働く場を確保できる環境にまで至っていないのが現状であります。

このような中、これまでの施策等について継続性を持たせた中で、人的資源を活用したコミュニティビジネスの発掘や現在進めている沼田町農村型コンパクトエコタウン構想に関連した新たなサービス業等のビジネス化支援等、新たな雇用の場の創出に向けた取り組みを引き続き推進します。

## ○農業の担い手確保

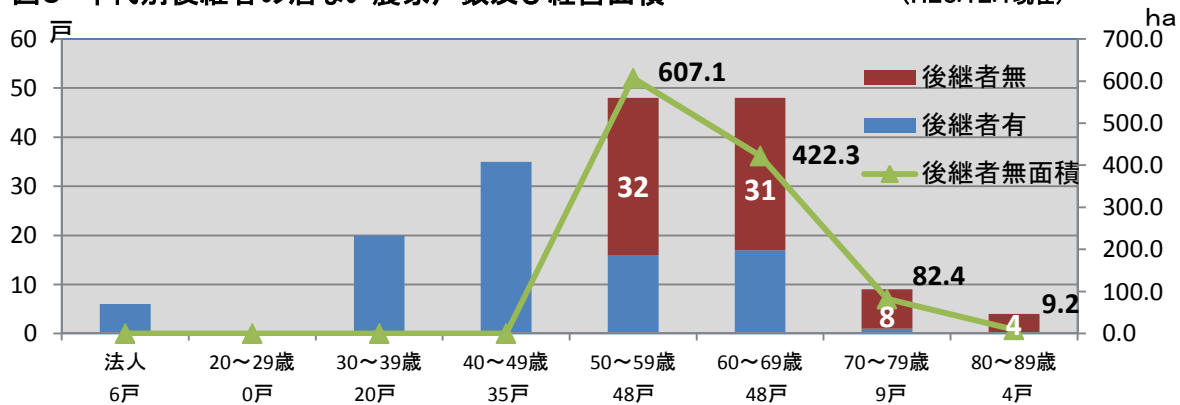
現在、本町の基幹産業である農業においては、安定的な農業経営の維持・確保に加え農業従事者の高齢化等、依然として問題を抱えている状況にあり、なかでも後継者等の担い手確保に向けた対策は今後の沼田農業の持続的発展を目指す為には必須であるなか、後継者となる担い手が不足していることから高齢による離農者が毎年発生している状況にあり、平成16年には220戸あった農家戸数が平成26年には170戸まで減少し、1戸当りの平均耕作面積が年々増加している現状にあります。

本町農業の経営形態は個別完結型農業が主であり、1農家の経営面積に限りがあることから離農後の農地流動の受け手が居なくなることで健全農地の継続維持が困難な状況(遊休農地の発生)、更には基幹産業の衰退等が危惧されています。

このような中、後継者の育成及び確保に向けた取組みと併せて、沼田農業への新規参入を促す取組みとして、本町では就農希望者に対し、国の補助制度を活用しつつ関係機関と連携の基で町単独での支援を平成23年度から実施し、新規就農者として2戸の参入を実現できたところですが、今後更に高齢化が進み離農者が増えることが予想されるため、更なる担い手の確保に向けた取組みを推進します。

図3 年代別後継者の居ない農家戸数及び経営面積

(H26.12.1現在)




※後継者の有無及び面積については、法人を除く50歳以上の経営主を対象とする。

## ○新たな特産品の開発、農産品のブランド化

本町の特産品としては、農産物に付加価値を付けブランド化を図った雪中米の他、農産加工場で製造、販売しているトマトジュースが代表的なものであるが、更なる内需拡大、外貨獲得を目指し地域経済を活性化させていくためには、地元農産物を最大限活用し、その地域でしか購入することが出来ない等の独自性をもったインパクトのある新たな特産品の開発とともに、現在の雪中商品に代表される地元特性を活かした農産品等のブランド化への取組みも拡大し販売促進させていくことが必要であり、現在、農産加工場において企業との業務連携と工場建設に伴い充実させた設備機能により取り組んでいるところであります。

しかし、これまで行政が直接関与し主体的に事業を行っているのが大半であり、事業の継続性、発展性を考えた際、住民団体、グループ等の主体性を尊重したなかで、行政が担う役割は商品開発や6次産業化への取組みを側面から支援することが重要であり、このことが新たなビジネスの創出や雇用の場の確保等といった地域産業への波及にも十分期待ができることから、今後においては各種支援制度の創設等取り組みやすい環境づくりを更に整備し、一層の推進を図ります。

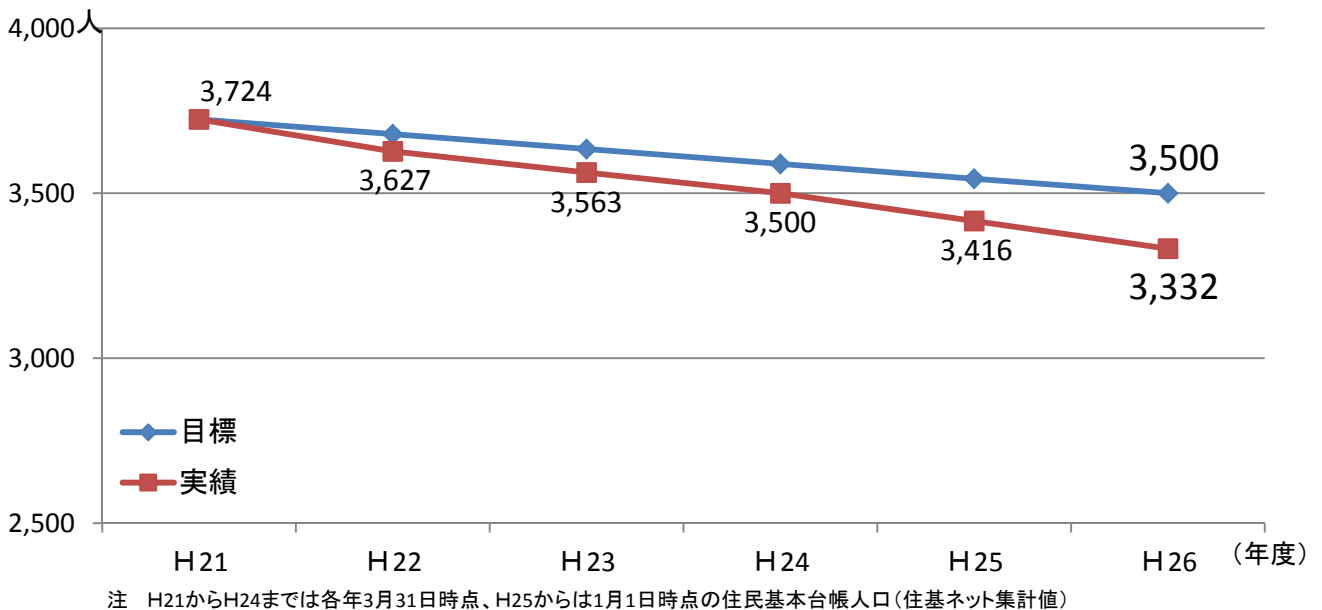


# 基本構想における 将来人口目標の見直し

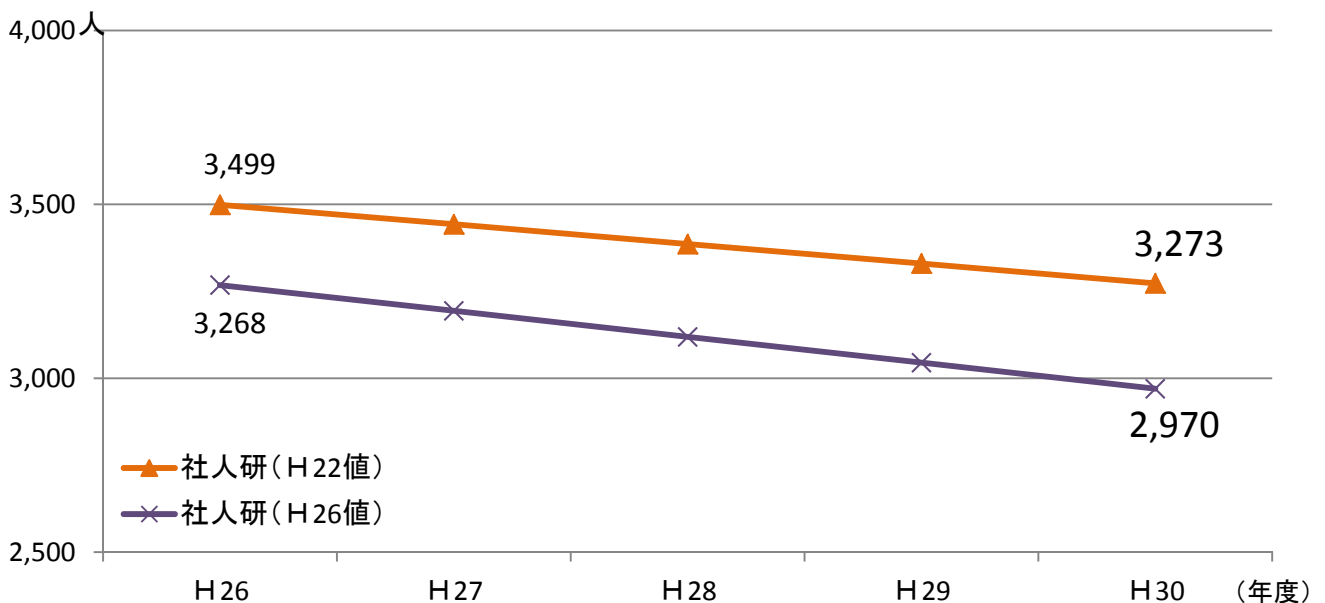
(第1章 沼田町の目指す姿)

# 基本構想における 将来目標人口の見直し

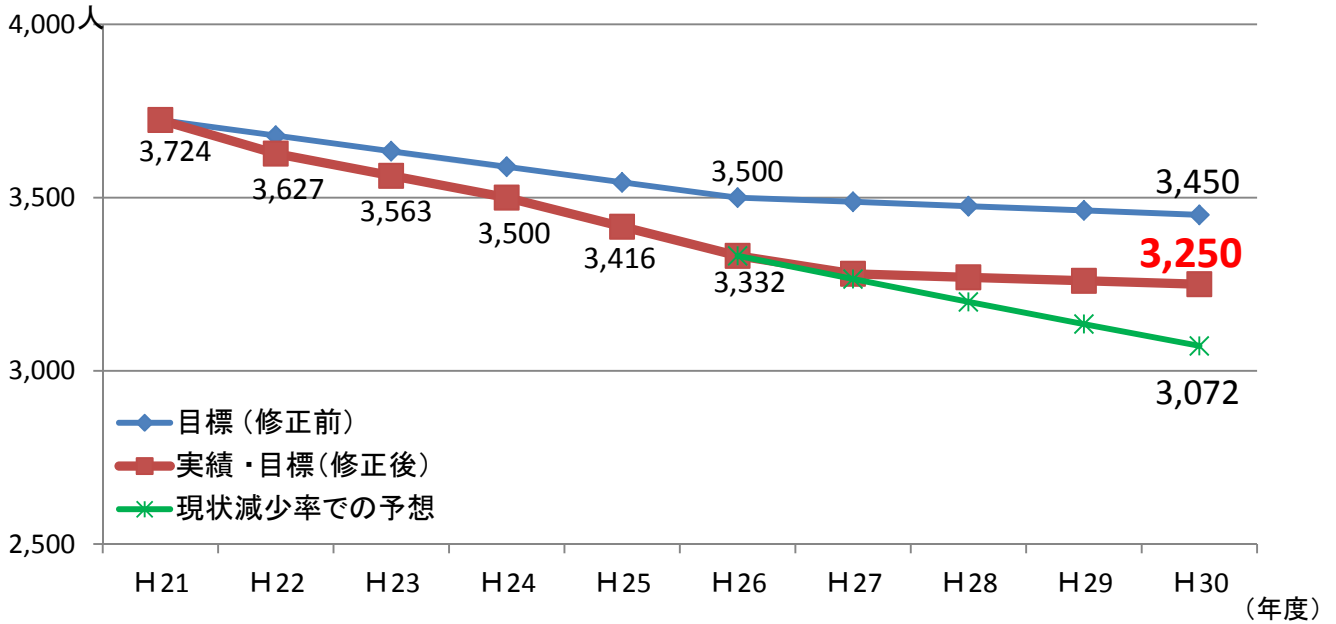
第5次総合計画の基本構想において、目指すべき目標である将来人口を3,450人と設定し、移住定住奨励金等近隣自治体に劣らない人口の増加策、流出阻止策を前期計画期間の4年間で積極的に取り組んできたところではありますが、過疎地域である本町の減少率は顕著であり、総人口の約2%強が年々減少している状況にあります。



このような人口減少は過疎地域である地方において加速度的に進行し、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計でも、当該計画の策定に用いた推計(H22)と現在公表されている推計(H26)とを比較すると減少幅が増加している状況にあります。また、全国的にみてもこのままの推移でいくと約3割の人口が減少するとの見解があることから、国では人口増に向けてではなく、人口維持を喫緊の課題として、少子化対策や都市部からの地方移住を促す等、地方の創生に向けた人口確保に資する施策を展開し始めたところでもあります。

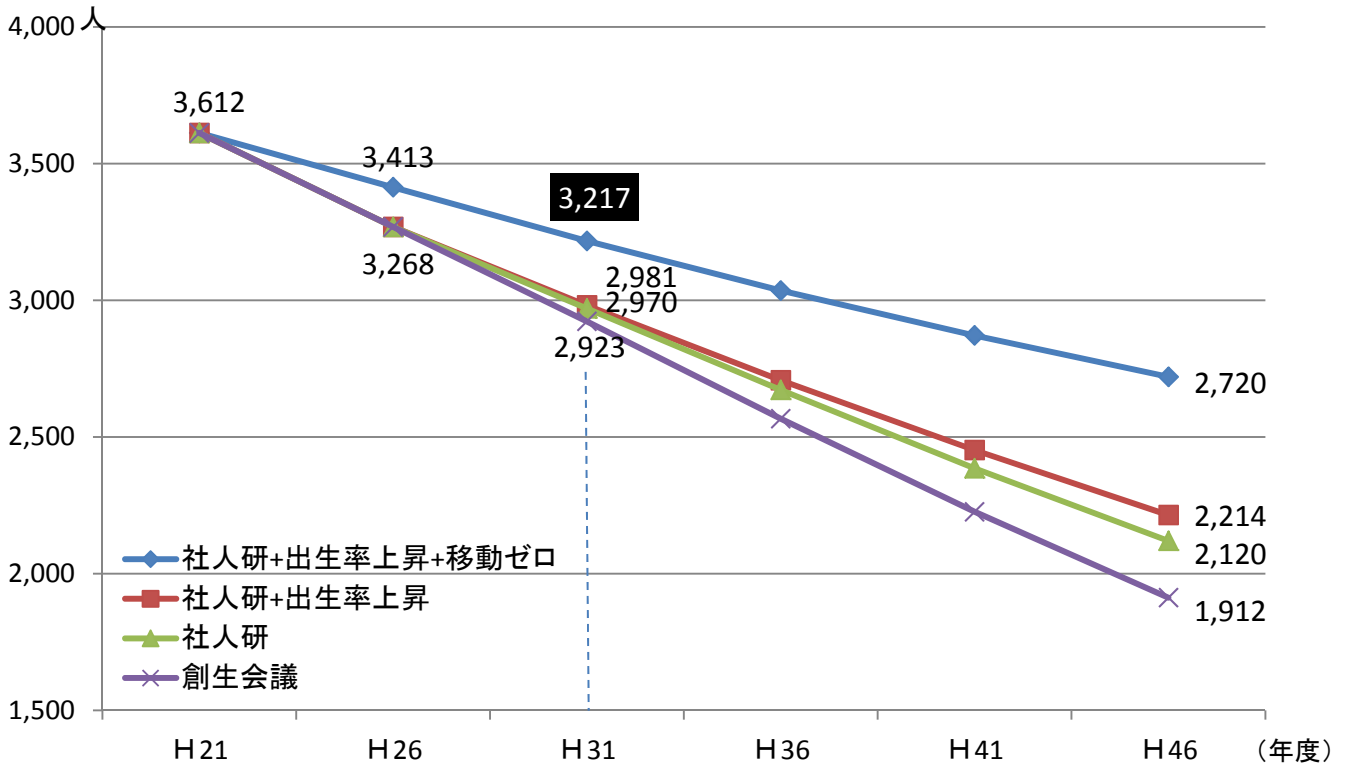


これら全国的な状況と本町の人口推移の現状を勘案し、国から示された専門機関による人口推計データを基本に、本計画の基本構想で定めた将来人口を3,450人から3,250人へ下方修正を行い、より現実的な目標数値を設定し実現性を高めることで重点戦略や各種施策を確実に取組み、人口の維持又は減少幅の圧縮に努めます。




【参考】「まち・ひと・しごと創生」地方版総合戦略・人口ビジョン資料

各パターン・シュミレーション別 総人口の推計結果(沼田町)



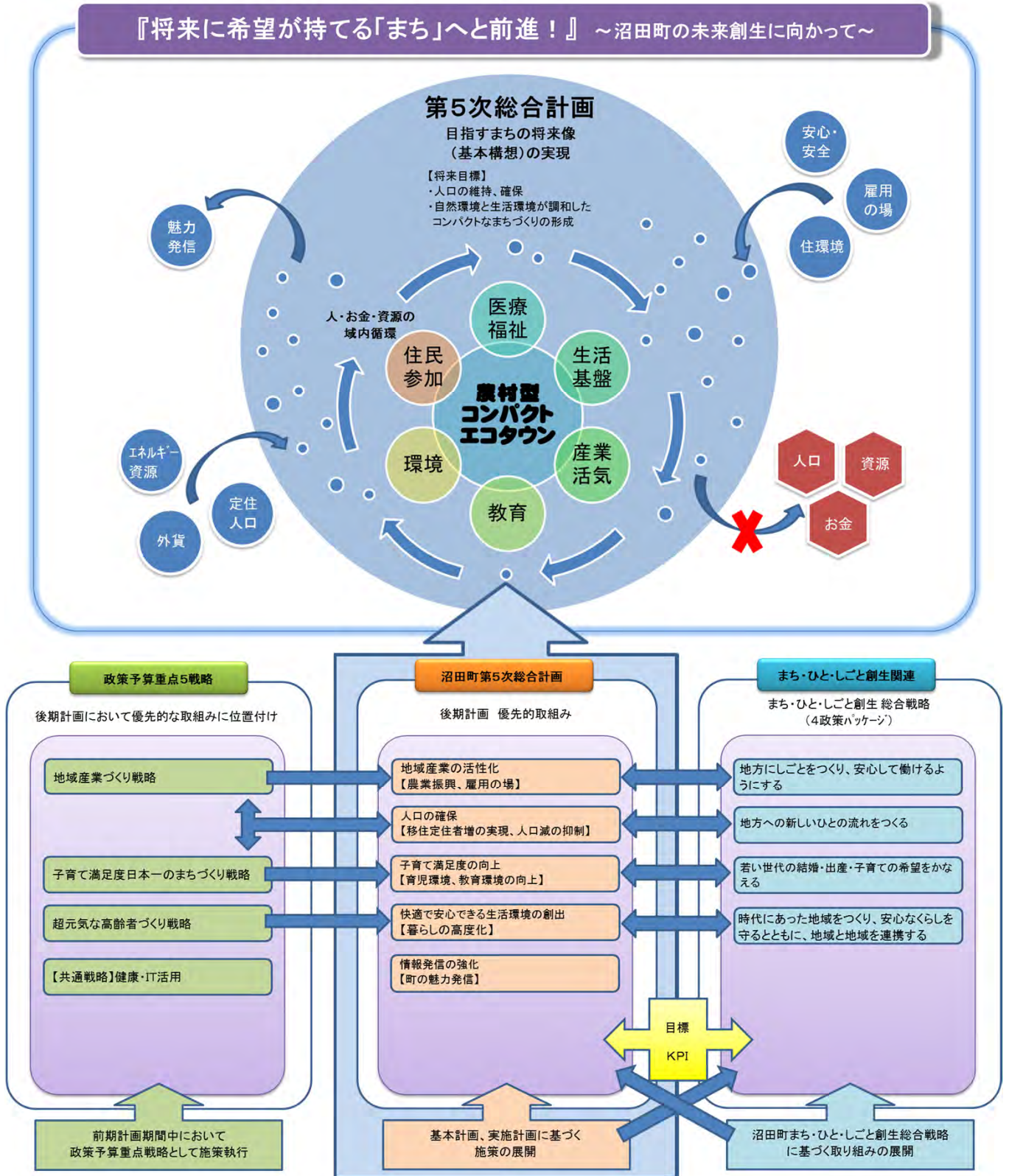
※内閣官房まち・ひと・しごと創生本部「人口動向分析・将来人口推計」を基本として、本町実績データの入力により作成



# 後期計画期間における 優先的取組み

# 目指すべき将来像に向けた 後期計画における優先的取組

目指すまちの将来像を『ずっと「支える」もっと「はばたく」雪国の理想郷 沼田町』と定めた第5次総合計画において、前期計画期間中における中期目標に掲げた取り組みの検証を踏まえ、後期計画期間では、まちが目指す方向性を明確にするとともに、まち・ひと・しごと創生における地域版総合戦略との整合性を図ったうえで、以下の項目について重点的かつ優先的な施策として、まちの将来像の実現を目指し推進していきます。



## 地域産業の活性化【農業振興、雇用の場】

本町の基幹産業である農業の持続的発展は、今後のまちづくりを進めていくうえで重要かつ不可欠な要素であるなかで、関係機関と連携のもと現在農業分野において抱えている諸課題の解決に向けた関連施策を継続的に推進していく必要があると同時に、農業所得確保に繋がる6次産業化の推進や担い手の確保となる新規就農者の積極的な受け入れ等、沼田農業の維持、更には発展へと繋げられる新たな支援施策の展開にも視点を傾け、引き続き積極的に推進していきます。

また、前期計画期間における中期目標として定めていた雇用の場の確保について、企業立地促進条例に基づく優遇措置や本町の強みである雪エネルギーの活用を全面にPRすることでの企業誘致活動の他、起業支援、雇用支援等の各種取組みを行ってきておりますが、十分な雇用の場の確保にまで至っていないのが現状であります。

このことから、後期計画期間においても国・道の制度、交付金等を上手く活用しつつ引き続き推進しなければならない事項であるため、今後とも重点的・優先的に取組むことで地域に『しごと』を創り、住民の安定した生活基盤の確保を目指していきます。

### 【目標、対策】

- ・新規参入農業者の確保
- ・6次産業化への支援と新商品の開発
- ・新たな産業創出、企業立地等による雇用の場の確保及び雇用人員の拡大

## 人口の確保【移住定住者増の実現、人口減の抑制】

第5次総合計画における期間終了年度時点(H30)の目標人口を3,450人と定め、これまで特徴的な町の各種支援施策や空き家情報の提供等、様々なかたちで人口の維持・増加に向けて取り組んできましたが、既に前期計画期間中において目標数値を下回っている状況にある中で、今後4年間に於いて大幅な人口増に結び付くような社会的要因については考え難いことから、出来る限り減少率を圧縮させることでの人口維持を目指すこととし、将来人口目標を3,250人に下方修正を行ったところであります。

このような状況の中、これまで行ってきた移住定住施策の制度の拡充等、支援内容を充実させることで他自治体と差別化を図り、継続した取組みの強化を行っていくとともに、本町の魅力を直に感じてもらう体験型事業の実施等、直接的な移住定住策と並行して交流人口を増やす対策も講じることで、将来的な人口確保に繋げる新たな取組みの検討も併せて行い、町外から『ひと』を呼び寄せることで移住定住希望者を確保する等、あらゆる手段を用いて各種施策を積極的に展開することで移住定住人口の増を目指していきます。

また、これら施策と併せて、住民誰もが本町での暮らしの快適さを実感できるようなきめ細やかな住民サービスを維持させていくことで、町外への転出による人口減の抑制にも努めていきます。

### 【目標、対策】

- ・本町へ訪れる機会を創出することでの交流人口の拡大
- ・優遇された支援施策や豊かな自然環境等の魅力を感じ与えることでの転入者の確保
- ・人口動態における社会減の圧縮



## 子育て満足度の向上【育児環境、教育環境の向上】

子育て世代である生産年齢人口の割合が低く推移している中において、前期計画期間である平成23年度から26年度までの4年間における出生数が63人(下図参照)、年間の平均出生数では約16人(H19~H22では21人)という状況にあり、子どもを産み、育てる若い世代の絶対数の減少により年間出生数が年々低下している現状にあります。

このような状況のなか、今後の人口動態を考えた際に如何にして子育て世代を本町に定着させ、子どもの数を増やしていくかという少子化対策が重要な課題の一つであることから、若い世代が結婚・出産、そして安心した子育てができる魅力的な環境の充実を図ることが肝要となります。

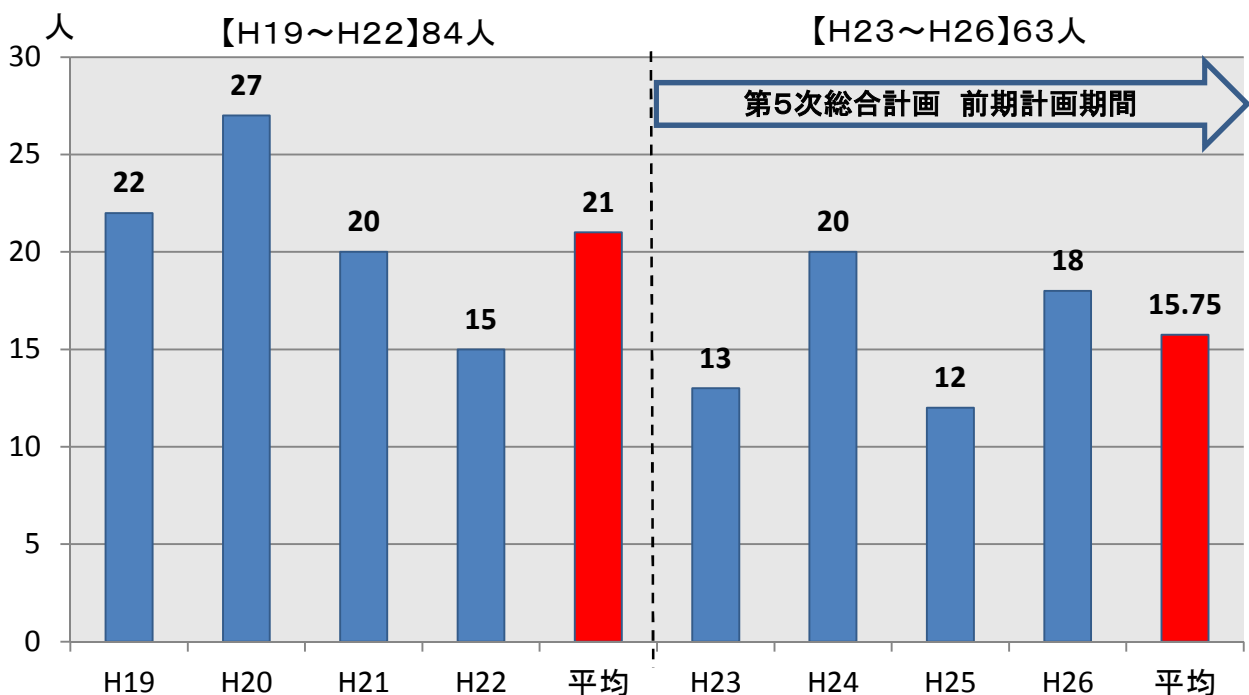
そのためには、これまでの子育て世代を対象とした各種助成制度等ソフト的な支援の充実や幼小中一貫連携教育の推進による「生きる力」を育む各種取り組みや子育て世代が求めるニーズに合致した更なる支援の充実等、他には無い特徴的な教育方針を持つ本町の強みを更に向上させていくことが重要であります。

このようなかたちで育児面、教育面、更には生活面等様々な分野において子育て満足度の充実を図ることで「子育てしやすい町」「子どもと住みたい町」を目指し、子育てに適した魅力ある環境づくり、まちづくりを更に推進していくとともに、子どもを持つ、又は今後持つこととなる若い世代の定着に向け、配偶者対策を含めた更なる取り組みを行ってまいります。

### 【目標、対策】

- ・妊娠期から安心して子どもを育てられる各種支援の充実
- ・子育て支援住宅等の住環境の充実
- ・一貫連携教育の推進
- ・子育て世代である若年層の転入者数の確保

### ■年度別出生数調べ



## 快適で安心できる生活環境の創出【暮らしの高度化】

過疎地域において少子高齢化、人口減少の深刻化が更に増している中、医療、福祉、介護、住宅等生活していくうえで密接に関係し、住民にとって必要不可欠となる施設等を良好なかたちで維持するとともに、住民サービスの質を向上させ、支援を必要とする住民に対して効率的かつ効果的に提供することのできる仕組みづくりを行うことが、住民にとって快適で安心できる生活空間の確保に繋がると同時に、この町での暮らしやすさを追求することで町外への人口流出阻止へ与える影響は大きいものと考えています。

このことから、後期基本計画に掲げている施策を展開していくことと併せて、平成25年度より検討を開始し取り組んでいる「沼田町農村型コンパクトエコタウン構想」(P29 参照)の着手、実現に向けた取り組みを重点的に進めていくことで、住民誰もが快適な生活を送ることのできる『まち』を創造していくとともに、活力に満ちた『まち』を目指すことで住民の暮らしの高度化を図り、住民が安心して豊かに住み続けられるまちを目指していきます。

### 【目標、対策】

- ・安心・安全、快適な生活スタイルの実現
- ・高齢化社会に適応した住民サービスの維持・向上
- ・沼田町農村型コンパクトエコタウン構想の事業化

## 情報発信の強化【町の魅力発信】

これまで独自性のある各種事業や優位性のある各種支援制度等、他に劣ることのない特色ある様々な取り組みを実施しておりますが、これら魅力的な支援施策や豊富な地域資源等まちのPRを含めた情報発信の充実が不足している状況にあります。

このことから、各種フェア等のイベント時や広報誌、ホームページ、更には人による情報の拡散等あらゆる媒体を活用し、まちの魅力である特徴的な施策や地域資源等の情報を積極的に発信、配信することで広く本町の良さを知ってもらおうと同時に、この町に関心を抱かせることで移住定住や企業誘致、交流人口の拡大、地域経済の活性化等様々な分野の活気へと繋げ、地域全体に好循環をもたらすことで目指すまちの将来像の実現を目指していきます。

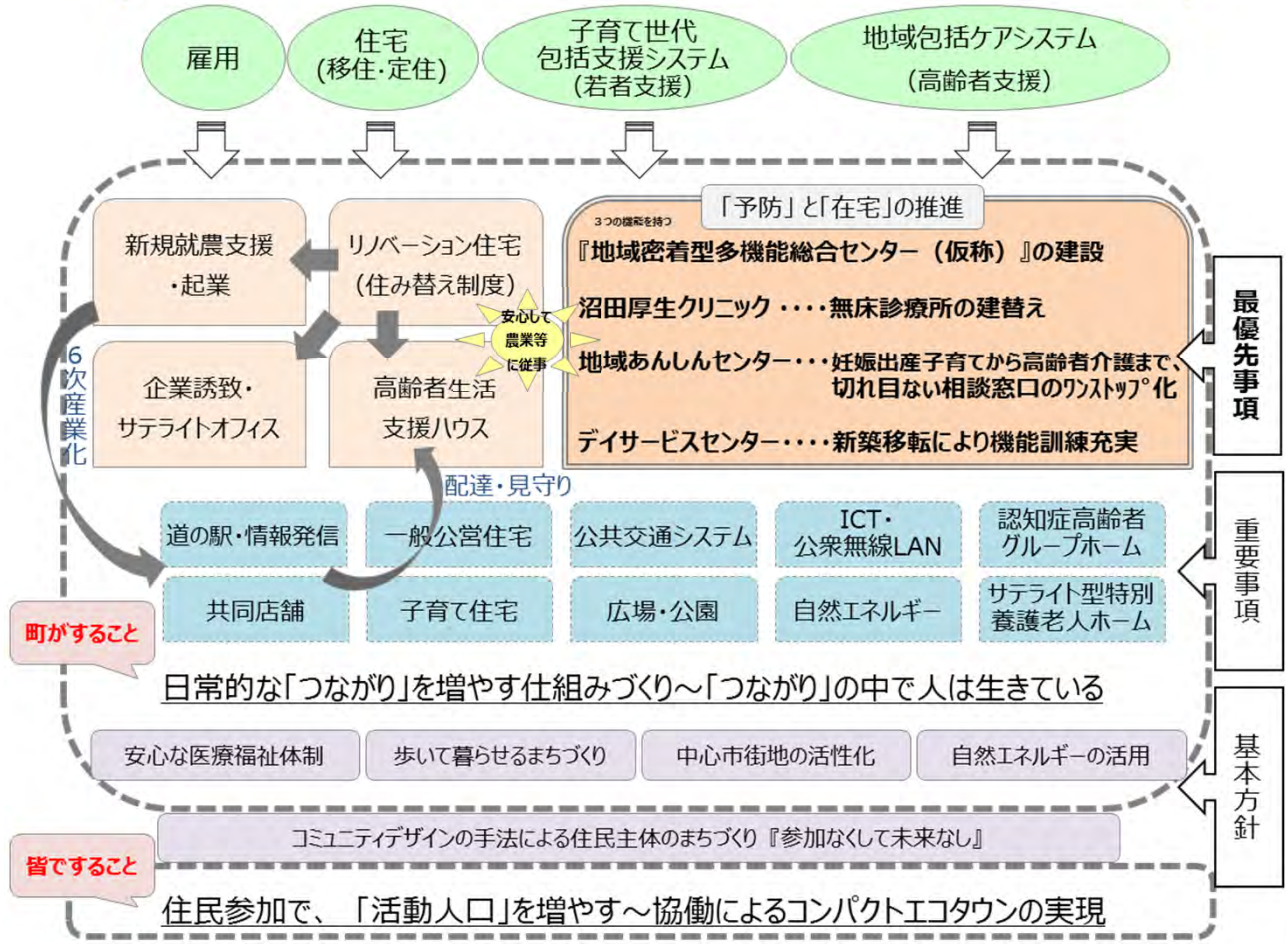
### 【目標、対策】

- ・ふるさと応援隊の登録者確保と更なる活用
- ・都市圏域を中心とした情報発信の強化
- ・近隣市町と連携したPRイベント等の推進

# 沼田町農村型コンパクトエコタウン整備概要

沼田町農村型コンパクトエコタウン構想～明るい幸齢化社会を目指して～

**住み慣れた地域で『自分らしく暮らし続ける』ために**  
 住民への切れ目ない支援 ～各施策を点から線、線から面へ展開する～



## 後期基本計画

～次へ前進！

将来に希望が持てるまちへの実現～

【平成27年度～平成30年度】

### 後期基本計画の体系

#### ①安心して暮らしやすいまちづくりの追求

【歩いて暮らせるまちづくりの実現】

- 1 明るい幸齢化社会に向けた環境整備の推進

【安心できる福祉・医療・保健の充実】

- 1 地域医療体制の充実
- 2 高齢者福祉・介護の充実
- 3 子育て支援の充実
- 4 健康づくりの推進
- 5 地域福祉の推進
- 6 障がい者福祉の推進
- 7 社会保障制度の充実

【住み良い生活基盤の確保】

- 1 雪対策の充実
- 2 快適な住宅の確保
- 3 公共交通の充実
- 4 上水道の効率的運営
- 5 下水道の効率的運営
- 6 道路・橋梁の整備
- 7 交通安全対策の充実
- 8 防犯体制の充実
- 9 防災体制の充実
- 10 消防・救急体制の充実
- 11 消費生活の安定

#### ②活気あるまちづくりの追求

- 1 農業の振興
- 2 商工業の振興
- 3 企業誘致の推進
- 4 移住定住の推進
- 5 観光の振興
- 6 雇用・労働者対策の充実

#### ③教育環境に優れたまちづくりの追求

- 1 学校教育の充実
- 2 生涯学習の基礎づくり
- 3 多様な学習活動の推進
- 4 国際交流・国内交流の推進

#### ④地球環境に貢献するまちづくりの追求

- 1 環境対策の推進
- 2 廃棄物処理対策の推進
- 3 新エネルギーの利活用

#### ⑤計画の実現を目指して

【「ぬまた」らしい協働・住民参加の促進】

- 1 協働のまちづくりの推進
- 2 広報広聴の充実

【将来を見据えた行財政運営の効率化】

- 1 適正な行政運営の推進
- 2 健全な財政運営の推進
- 3 広域行政の推進

# 1 安心して暮らしやすいまちづくりの追求

## 【歩いて暮らせるまちづくりの実現】

### 1 明るい幸齢化社会に向けた環境整備の推進

現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 人口減少、少子化、超高齢化が進行している状況にあります。</li> <li>(2) 一人暮らし又は高齢者の夫婦のみ世帯等、生活に不安を抱えるお年寄りが増えてきています。</li> <li>(3) 誰もが安心して住むことのできるコンパクトな街並み形成が求められています。</li> <li>(4) 沼田厚生クリニックの老朽化が著しく、建て替えが必要な状況にあります。</li> <li>(5) 人と人とが繋がりをもち、支え合える生活空間が求められています。</li> </ul>

施策の方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆医療や福祉、介護、住宅等との総合的な連携による安心した生活ができる地域包括ケアを目指します。</li> <li>◆市街地にある未利用地を活用することで、効率の良い生活スタイルの実現を目指します。</li> <li>◆高齢化社会に対応した市街地形成を目指します。</li> <li>◆高齢者が安心していつまでも住み続けることが出来る取組みを推進します。</li> </ul>

施策の方向	主な施策
<b>(1) 安心できる生活空間の形成</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療・福祉・介護における総合的支援に向けた取組を行い、安心できるサービスの提供に努めます。</li> <li>●歩いて暮らせる範囲内でコンパクトな街並みを形成し、住民生活の利便性の向上に努めます。</li> <li>●安心安全で快適な生活環境に繋げるため、まち中居住への誘導を推進をします。</li> <li>●町内店舗の老朽化に伴う買い物への不安を解消する取組みを推進します。</li> <li>●地域資源を活用したエネルギーの自給自足を目指した取組みを推進するとともに、得られる経済効果を域内で循環できるシステムの構築を目指します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■沼田厚生クリニックの老朽化に伴う建て替え</li> <li>■地域包括ケアシステムの構築</li> <li>■子育て世代への包括支援の展開</li> <li>■一体的な施設環境整備の検討</li> <li>■公営住宅の計画的な整備や民間業者による賃貸住宅の確保等、住環境の安定的な供給の検討</li> <li>■農商官三者連携による商店街中核施設の検討、建設</li> <li>■導入の可能性がある再生可能エネルギーの利活用に向けた検討</li> <li>■再生可能エネルギーの導入に伴う経済循環体系の検討</li> </ul>
<b>(2) 住民意見の反映</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●協働のまちづくりを進めていくうえで、住民と行政が共に考えていくために、コミュニティデザインの手法により住民意識の向上に繋がる取組みを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ワークショップや勉強会等の開催により気軽に話し合い、人と人とがつながることのできる住民参加型まちづくりの推進</li> </ul>

# 1 安心して暮らしやすいまちづくりの追求

【安心できる福祉・医療・保健の充実】

## 1 地域医療体制の充実

現状と課題
<p>(1) 医療制度改革や診療報酬改定、医師等の不足により、過疎地域において入院病床を維持することは困難な状況にあり、当町においても病床を有していた沼田厚生病院は、平成26年3月末日をもって、病床と救急告示を廃止し、無床診療所になりました。</p> <p>(2) 入院治療が必要になった場合は、深川市等の町外医療機関を利用することとなり、緊急を要する事態の受け入れ先は深川市立病院になりました。</p> <p>(3) 団塊世代が後期高齢者になる2025年に向け、「治す医療」から「支える医療」へ大転換する必要があります。</p> <p>(4) 今後はより一層、日頃からの健康づくり、疾病予防とその管理、終末期の準備が重要であり、町民一人ひとりの取組みが必要です。</p>

施策の方針
<p>◆隣接圏域も含めた救急医療機関との連携を推進します。</p> <p>◆在宅医療サービスの推進とその基盤整備を図ります。</p> <p>◆医療と介護、地域全体で支える「地域包括ケア体制の構築」を図ります。</p> <p>◆支える医療を実現するため、総合医の招聘を検討します。</p>

施策の方向	主な施策
<b>(1) 救急医療体制の充実・強化</b>	
●救急医療体制の連携と充実、強化に努めます。	■救急告示医療機関との連携強化
●救急搬送体制の充実・強化に努めます。	■隣接圏域の救急医療機関との連携体制の強化
	■高規格救急自動車の維持継続、救急救命士の計画的配置、メディカルコントロールに基づく病院前救護体制の確立
	■広域搬送における搬送時間の短縮のために導入されたドクターヘリの活用
<b>(2) 医療体制の整備・充実・連携強化</b>	
●在宅医療を推進します。	■慢性期医療患者の主治医との連携による訪問看護サービスの充実・強化
●ターミナルケアの確立に努めます。	■地域医療機関におけるターミナルケア（終末医療、終末看護など生命の終焉にかかる援助）の確立・推進
●医療機関の連携を推進します。	■住民の医療ニーズに対応できる医療の質やサービスの向上推進
<b>(3) 地域中核医療機関への支援</b>	
●地域中核医療機関における医師確保、医療施設建設及び医療機器等施設整備への協力支援に努めます。	■沼田厚生クリニックの運営費（医師確保）の補助
	■沼田厚生クリニックの施設等整備（医療機器等施設整備）の助成
	■沼田厚生クリニックの施設整備等（病院施設建設）の助成等財源支援の検討・決定
●医師確保対策として医科大学等への奨学資金制度を創設し、地域中核医療機関による地域医療の維持、確保に努めます。	■沼田厚生クリニックへの勤務医師等育成支援制度の創設の検討

## 2 高齢者福祉・介護の充実

現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢者単身世帯数とその割合の増加によって、インフォーマルな支援体制が脆弱な高齢者が増えています。</li> <li>(2) 日中一人で過ごす要介護高齢者が増えています。</li> <li>(3) 後期高齢者数とその割合の増加と共に、心身機能が低下した要介護者が増加しています。</li> <li>(4) 認知機能が低下した高齢者が増えており、在宅生活継続を困難にする大きな原因になっています。</li> <li>(5) 医療機関との連携を必要とする高齢者が増えています。</li> </ul>

施策の方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域包括ケアシステムの構築を目指します。</li> <li>◆介護予防・日常生活の総合的支援の充実を図ります。</li> <li>◆医療、介護の連携を強化し、切れ目のないサービスを目指します。</li> <li>◆青壮年期の生活習慣改善を推進し、老年期の要介護状態の予防に努めます。</li> <li>◆認知症の啓蒙普及事業を推進します。</li> <li>◆在宅介護サービスの提供体制を検討します。</li> <li>◆在宅福祉サービスの充実を図ります。</li> <li>◆地域で暮らす高齢者を見守る仕組みを推進します。</li> <li>◆生涯学習や社会参加を推進し、活動的な高齢者の育成を図ります。</li> <li>◆介護保険会計の健全運営を図ります。</li> <li>◆住民主体の支え合い体制を進めます。</li> </ul>

施策の方向	主な施策
<b>(1) 保健体制の充実</b>	
●高齢者の健康保持・増進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■高齢者の各種健診、健康相談</li> <li>■各種予防接種事業と助成</li> <li>■ふれあいヘルシーアップ会の活動支援</li> <li>■食生活改善協議会との連携</li> </ul>
●老化に伴って生じる生活機能低下を早期に発見し、効果的な介護予防事業によって、要介護状態への悪化を防ぎます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■介護予防に関する啓蒙普及事業の推進</li> <li>■介護予防事業（運動・栄養・口腔ケア等）の推進</li> <li>■認知症施策の推進</li> </ul>
<b>(2) 安心できる在宅生活の推進</b>	
●地域で安心して暮らせるよう、在宅サービスの充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■介護予防、日常生活の総合的支援の推進</li> <li>■在宅医療と介護の連携推進</li> <li>■24時間365日対応可能な介護サービス体制の検討</li> </ul>
●冬期間に高齢者が安心して暮らせるよう、在宅支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■冬期間支援サービス（福祉灯油・除雪費助成・除雪サービス・ハイヤー利用助成）の充実</li> </ul>
●在宅介護サービスの充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■要介護者家族介護者支援サービス（介護用品支給・在宅介護サービス利用奨励手当・住環境整備費助成）の充実</li> <li>■外出支援サービスの充実</li> </ul>
●地域から温かく見守られ、人権が尊重され、円熟した老年期を過ごせるよう援助します。また、緊急対応体制を維持し、安心して暮らせる地域づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■高齢者見守り事業「はあとふる沼田」の充実</li> <li>■緊急通報システム事業</li> <li>■SOSネットワークシステム事業</li> <li>■権利擁護事業（成年後見、虐待防止）</li> </ul>
●地域生活が困難な高齢者への適切な処遇に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■老人福祉施設入所措置</li> <li>■居住型サービスの検討（高齢者専用賃貸住宅等）</li> </ul>

1 安心して暮らしやすいまちづくりの追求【安心できる福祉・医療・保健の充実】

施策の方向	主な施策
<b>(3) 住みよいまちづくりの推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の社会参加を推進します。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>●さりげなく優しいまちづくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■高齢者就労支援事業による活動推進</li> <li>■ボランティア活動の支援、促進</li> <li>■社会教育事業の推進</li> <li>■公共施設等のユニバーサルデザイン化</li> </ul>





### 3 子育て支援の充実

現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 仕事と家庭の両立を実現するために企業・関係機関との連絡調整に課題が残っています。</li> <li>(2) 児童を健やかに育むため、家庭と関係機関（保育所・幼稚園・小学校・中学校等）がより密着し、相談を受け、支援できる体制づくりが必要であり、また、子育てを行っている世帯へ適切な情報を提供する仕組みが必要となっています。</li> <li>(3) 未就学児童の保育環境、養育環境、教育環境の適切な規模・範囲の整備が求められています。</li> <li>(4) 地域において子ども達が安心して快適に生活できるよう環境整備（公園・児童施設等）の検討を行う事が必要となっています。</li> <li>(5) 児童が事故などの被災者とならない様、安全確保に向けた取組みの強化が必要となっています。</li> <li>(6) 児童虐待・ひとり親家庭世帯の支援について、更なる取組みを検討し、相談支援の充実・きめ細やかなサービスの提供が必要となっています。</li> <li>(7) 障がい児支援を充実させ、繋がりのある成長支援を行う体制が不十分な状況となっています。</li> </ul>

施策の方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆職業生活と家庭生活との両立の支援に努めます。</li> <li>◆母性並びに乳幼児及び幼児の健康確保及び心身の健やかな成長に資する教育環境の整備に努めます。</li> <li>◆認定こども園整備事業（幼保一元化）及び運営事業を推進します。</li> <li>◆子育てを支援する生活環境の整備に努めます。</li> <li>◆防犯・事故予防活動を強化し、子ども達が安心して暮らせるまちづくりを推進します。</li> <li>◆要保護児童へのきめ細やかな支援体制を確保し、関係機関と連携し推進します。</li> <li>◆障がいや発達に不安を持つ子ども並びにその保護者の支援体制の充実に努めます。</li> </ul>

施策の方向	主な施策
<b>(1) 地域における子育ての支援</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●公的機関・関係機関との連携強化を図ります。</li> <li>●子育て意識の啓発活動を推進します。</li> <li>●地域力の強化（ファミリーサポート・その他支援）を図り、子育て支援体制の拡充を推進します。</li> <li>●子育て情報の適切な提供に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子育て支援拠点事業（沼田町地域子育て支援センター）</li> <li>■ほっとママ事業</li> <li>■ファミリーサポートセンター事業</li> <li>■通常保育事業・一時預かり事業</li> <li>■乳幼児医療費負担等事業</li> <li>■各種手当支給事業（児童手当等）</li> <li>■子育て有償ボランティア制度</li> <li>■保育所ヘルパー制度（時間外託児）</li> </ul>
<b>(2) 母性並びに乳幼児及び幼児などの健康の確保及び推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童・母親等の健康の保護、確保に努めます。</li> <li>●病弱な児童に対する子育ての負担を軽減し、安心して暮らせるよう配慮します。</li> <li>●学校保健活動等との連携を密にし、適切な対策を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■乳幼児健康診査の実施</li> <li>■乳幼児医療給付事業</li> <li>■ひとり親家庭等医療給付事業</li> <li>■思春期健康教育事業</li> </ul>

1 安心して暮らしやすいまちづくりの追求【安心できる福祉・医療・保健の充実】

施策の方向	主な施策
<b>(3) 子育てを支援する生活環境の整備</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもに遊び場を提供し、健全な発達を促します。</li> <li>●子育て世帯の経済的負担を軽減します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子育て世帯応援通勤支援事業</li> <li>■子育て世帯冬季暖房経費助成事業</li> <li>■公園管理事業</li> <li>■保育料軽減対策事業</li> <li>■各種手当支給事業（高校生手当等）</li> </ul>
<b>(4) 職業生活と家庭生活との両立の支援</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業・事業者との連絡調整を密にし、子育て世帯の就労環境の改善を支援します。</li> <li>●保育施設等の適切な運営・整備を推進します。</li> <li>●保育関連事業の（通常・一時預かり）の拡充を検討し仕事と家庭生活の両立が行えるよう支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■通常保育事業</li> <li>■一時預かり事業</li> </ul>
<b>(5) 子ども等の安全確保</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもたちの事故・犯罪被害等の防止に努めます。</li> <li>●防犯（見守り）ネットワークの構築を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■薬物乱用防止活動</li> <li>■保護司による犯罪防止活動</li> </ul>
<b>(6) 要保護児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童虐待防止対策の推進に努めます。</li> <li>●ひとり親家庭の支援を徹底し、虐待等を未然に防ぐ対策を検討します。</li> <li>●障がい児童の相談支援体制を確立します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■要保護児童対策連絡協議会運営事業</li> <li>■すくすくすこやかネットワーク会議運営事業</li> <li>■巡回児童相談事業</li> <li>■各種手当（障がい児福祉手当等）支給事業</li> <li>■障害児補装具等給付事業</li> <li>■在宅障がい児施設等通所補助事業</li> <li>■訪問・電話・来庁相談事業</li> </ul>
<b>(7) 幼保一元化事業の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●認定こども園整備事業を推進し、就学前児童の健全な成長に資する環境を整備します。</li> <li>●就学前児童が教育・保育を等しく受ける環境を整え子ども達が明るく、楽しく生活する事が出来るよう支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■沼田町子ども子育て会議</li> <li>■認定こども園運営協議会</li> <li>■認定こども園整備事業</li> </ul>



## 4 健康づくりの推進

現状と課題
<p>(1) 20～30歳代を対象とした特定健診「若年健診」に取り組んできた結果、法定の40歳以上とさほど差異が無い健診結果であり、職域等と連携した健康づくりと個々のライフスタイルに合った保健指導が重要になっています。</p> <p>(2) 核家族化によって、健康的な和食文化の伝承が難しくなっています。半調理食品やコンビニの普及など手軽に食事が出来る環境にあることから、地域全体で食文化の伝承を推進する必要があります。</p>

施策の方針
<p>●沼田町民一人ひとりが、それぞれの人生を自己実現出来るような健康の維持と増進を図ります。</p> <p>●規則正しい食事のリズムとバランスの普及、世代間伝承を図ります。</p>

施策の方向	主な施策
<b>(1) 住民の生活習慣の改善・生活習慣病の解消（歯）</b>	
●いつまでも美味しく食べられる歯の健康づくりを行うため、飲食後の歯磨き習慣の定着を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■むし歯予防のための食後歯磨き習慣の普及啓発</li> <li>■働き盛り世代に対する歯科医師や歯科衛生士による歯科講座</li> <li>■歯と全身の健康に関する正しい情報の提供</li> <li>■高齢者に対する歯科教室・相談の実施</li> </ul>
●定期的な歯科健診の機会を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■幼児歯科健診・フッ素塗布事業の委託継続、フッ化物洗口の実施</li> <li>■妊娠期・成人期の歯科健診の普及</li> </ul>
<b>(2) 住民の生活習慣の改善・生活習慣病の解消（身体活動と運動）</b>	
●様々な分野の母子事業において運動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■母子保健事業における小児の運動推進</li> <li>■児童福祉や教育と連携した小児の運動推進</li> </ul>
●運動量を維持するため、事業所や他団体と連携した運動環境の整備を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業者や各団体に対し、組織による運動の推進</li> <li>■教育と連携した成人期の運動推進</li> </ul>
●高齢者事業における活動（運動）の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■介護予防事業や社会教育における運動の推進</li> </ul>
<b>(3) 住民の生活習慣の改善・生活習慣病の解消（タバコ）</b>	
●若年女性に対しタバコの害などの普及啓蒙を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■妊娠期・授乳期におけるタバコの害の普及啓蒙</li> <li>■母子保健事業内における禁煙サポートの実施</li> <li>■事業所と連携した普及啓蒙</li> </ul>
●事業所や施設など受動喫煙防止対策に取り組みやすい環境づくりを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公共施設を中心に道が推進する「おいしい空気の施設」への登録推進</li> <li>■町内イベント時の受動喫煙防止に向けた働きかけ</li> </ul>
●禁煙したい人に重点的な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■禁煙外来の効果的な活用に向けた情報提供</li> </ul>

1 安心して暮らしやすいまちづくりの追求【安心できる福祉・医療・保健の充実】

施策の方向	主な施策
<b>(4) 住民の生活習慣の改善・生活習慣病の解消（アルコール）</b>	
●若年女性に対し普及啓蒙を図ります。	■妊娠期・授乳期におけるアルコールの影響や適正飲酒に関する普及啓蒙 ■町内事業所へ出向いた普及啓蒙
●適正飲酒に向け町民全体への知識の普及啓蒙を図ります。	■適正飲酒量とアルコールの害の普及啓蒙
<b>(5) 住民の生活習慣の改善・生活習慣病の解消（休養とこころの健康）</b>	
●産後マタニティーブルーや産後うつを予防するため、妊娠期や育児期の母親サポートを充実します。	■妊娠期から産後に亘るメンタルヘルス支援
●職域におけるメンタルヘルスへの意識の向上を図ります。	■働き世代に対しメンタルヘルスの重要性の普及啓蒙
●高齢期のうつ予防に努めます。	■他部署と連携した生きがいがづくりや介護予防対策の推進
<b>(6) 住民の生活習慣の改善・生活習慣病の解消（糖尿病など）</b>	
●生活習慣病を予防するための食生活と運動を推進します。	■各ライフステージ別により良い食生活習慣の確立に向けた普及啓蒙 ■社会体育・社会教育事業と連携した効率的な運動習慣の推進
●保険者によるスムーズな特定健診・特定保健指導のための普及啓蒙と職域保健との連携を図ります。	■生活習慣病予防と重症化予防、未受診者対策のための特定健診・特定保健指導の普及啓蒙の推進 ■北空知地域職域連携推進連絡会の活用
<b>(7) 住民の生活習慣の改善・生活習慣病の解消（がん）</b>	
●たばこ対策やより良い食生活推進など生活習慣改善と連動したがん対策に努めます。	■禁煙希望者への禁煙外来の紹介 ■職域保健と連携した受動喫煙防止対策の徹底 ■規則的な食習慣の啓発と個別指導の実施
●各がん検診を受診する方の割合が増加するよう検診体制確保と関係機関との連携を図ります。	■受診しやすい女性特有のがん検診の体制整備 ■検診対象者が多く集まる場を活用した検診の普及啓蒙 ■職域保健（事業所）との連携
<b>(8) 住民の生活習慣の改善・生活習慣病の解消（食育）</b>	
●適量なおやつとバランス良好な食事を規則的に摂る習慣の普及を行います。	■町内事業所や母子保健事業における規則的な食習慣や適正体重管理の啓発 ■栄養教諭や庁内関係課等との連携 ■道の推進事業「ヘルシーレストラン推進事業」活用増加に向けた飲食店への普及啓発
●地場食材の使用拡大と家庭におけるお袋の味等の食文化の普及を行います。	■庁内関係課等との連携 ■食材生産現場を体験学習する教育ファームや、農業との交流拠点となるふれあいファームの活用 ■広報や町ホームページ、各種保健事業等で地場食材を活用した料理の提案 ■地域の人材を発掘し、昔ながらの伝統食を次代へ伝える場の確保
●食に関する知識・情報の提供を行い、食育への関心を高めます。	■広報や町ホームページ、各種保健事業等で正しい情報の発信

## 5 地域福祉の推進

現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会福祉協議会を核とした地域福祉の推進が求められています。</li> <li>(2) 「はあとふる沼田」の更なる周知と活用が求められています。</li> <li>(3) 社会福祉協議会のボランティアセンターを活用した育成や支援が求められています。</li> <li>(4) 住民ニーズに合わせた福祉サービスの一元的な相談窓口設置と機能が求められています。</li> <li>(5) 高齢者、障がい者、若年者雇用の場が不足しています。</li> <li>(6) 居住環境（除雪・町並み・ゴミ処理・犯罪・災害等）や移動手段の充実など、地域環境の整備が必要となっています。</li> <li>(7) 町内会の活性化やコミュニケーションを図るための支援が必要となっています。</li> </ul>

施策の方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域福祉活動への参加を促進します。</li> <li>◆地域活動への支援と活性化に努めます。</li> <li>◆ボランティア活動を支援します。</li> <li>◆地域福祉を推進する人材の確保に努めます。</li> <li>◆町内会・コミュニティー事業を支援し、活動の活性化に努めます。</li> <li>◆サービス利用のための情報提供に努めます。</li> <li>◆生活環境の改善検討を進め、安心して暮らせるまちを目指します。</li> <li>◆町民、地域社会と連携し、適切な情報共有を図ります。</li> </ul>

施策の方向	主な施策
<b>(1) 町民主導の地域福祉活動の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●町民が活動する地域活動を支援し、支え合いの体制を整備します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■高齢者見守り事業「はあとふる沼田」の推進</li> <li>■人材育成（福祉・ボランティア）・研修活動の推進</li> <li>■地域ネットワーク整備（自主活動支援事業）</li> </ul>
<b>(2) 福祉サービス利用促進体制の整備</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政サービスの適切な提供を推進します。</li> <li>●多様なサービス内容を適切に利用者へ発信する体制を構築します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域福祉サービス申請窓口の一元化</li> <li>■各種相談機関との連携強化</li> <li>■地域福祉権利擁護事業の推進</li> <li>■サービスに関する情報発信力の強化</li> </ul>
<b>(3) 地域福祉を推進する人材の確保</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域及び近隣における人材の発掘、民生委員児童委員、その他関係諸団体の研修活動及び資質の向上に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■福祉等関連職員資質向上事業（研修事業）の推進</li> <li>■民生委員児童委員・福祉委員の活動支援</li> <li>■社会福祉法人の育成及び支援</li> </ul>
<b>(4) 適切な情報の共有</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な情報発信手段（広報・説明会・ブロードバンド等）を利用した情報の共有に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■普及啓蒙活動（広報誌・お知らせ版）の充実</li> <li>■説明会・研修会等の実施</li> </ul>

## 6 障がい者福祉の推進

現状と課題
<p>(1) 障がいを持つ方が地域で自立して生活出来るよう、情報を提供したり、相談を受ける体制整備が必要となっています。(相談支援・サービスの量及び質)</p> <p>(2) 障がいの重度化及び高齢化する障がいを持つ方への支援方法について検討が必要となっています。</p> <p>(3) 障がいに対する町民の理解の促進及び障がい者支援の啓発活動の推進が必要となっています。</p>

施策の方針
<p>◆「ノーマライゼーション」を体現するまちづくりを目指します。</p> <p>◆障がい者が安心して暮らせる福祉サービスの提供を図ります。</p> <p>◆高齢者障がい者サービスの提供(移送・医療補助)を図ります。</p> <p>◆広報活動・啓発活動の更なる推進を図ります。</p>

施策の方向	主な施策
<b>(1) 相談支援機能の充実</b>	
●障がいを持つ方が安心して暮らせるよう相談窓口を設置し、支援を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障がい者支援センター等相談支援業務の拡充</li> <li>■説明会・講演会等による施策説明の実施</li> </ul>
<b>(2) 障がい者福祉サービスの充実</b>	
●障がい者福祉サービスの安定的な供給に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者総合支援法によるサービス・医療・その他支援の適正利用の推進</li> <li>■在宅生活支援事業(交通費助成)による経済的支援</li> <li>■移送事業(タクシー助成)の継続・拡充</li> <li>■日常生活用具給付事業</li> <li>■補装具給付事業</li> <li>■精神障がい者等地域活動支援事業</li> <li>■難病患者支援事業</li> <li>■北空知こども療育センターへの費用負担・利用助成の継続支援(無料化)</li> <li>■北空知障がい者支援センターへの費用負担・利用助成の継続支援(無料化)</li> </ul>
<b>(3) 住み良いまちづくりの推進・障がい者が暮らす環境の整備</b>	
●ノーマライゼーションの理念に基づき、住みやすいまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■バリアフリー・ユニバーサルデザイン化事業</li> <li>■既存公共施設・在宅生活支援のための建物改修等の推進</li> <li>■災害弱者防災対策の徹底</li> </ul>

## 7 社会保障制度の充実

現状と課題
(1) 健康的な生活が維持できるよう保健事業の推進が求められています。 (2) 公正・公平な保険税（料）を賦課しなくてはならないことから、高収納率を維持する必要があります。 (3) 後期高齢者医療制度の理解が図られるよう努める必要があります。

施策の方針
◆被保険者自らが生活習慣を見直すことで健康的な生活が維持できるよう継続的に支援します。 ◆保険税（料）の適正な賦課を実施し、高収納率を維持するよう努めます。 ◆後期高齢者医療制度の理解が図られるよう努めます。

施策の方向	主な施策
<b>(1) 国民健康保険の充実</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療費の適正化に努めます。</li> <li>●適正な保険税賦課及び高収納率の維持に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■関係機関と連携した保健事業の推進</li> <li>■広報活動の推進</li> <li>■関係部署及び機関と連携した徴収の推進</li> <li>■口座振替の推進</li> </ul>
<b>(2) 後期高齢者医療制度の充実</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の健康増進に努めます。</li> <li>●適正な保険料賦課及び高収納率の維持に努めます。</li> <li>●住民の制度理解が図られるように努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■関係機関と連携した保健事業の推進</li> <li>■関係機関と連携した徴収の推進</li> <li>■口座振替の推進</li> <li>■迅速かつ正確な情報収集</li> <li>■広報活動、説明会による制度周知、徹底</li> </ul>
<b>(3) 国民年金制度の啓発普及</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●公的年金制度の啓発活動に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■広報活動等による年金制度の普及</li> <li>■年金相談の充実</li> </ul>

# 1 安心して暮らしやすいまちづくりの追求

【住み良い生活基盤の確保】

## 1 雪対策の充実

現状と課題
(1) 融雪溝設置区間の空き家・空き地の増加による除雪対策が懸念されています。 (2) 雪害による交通遮断時により緊急患者の輸送障害が発生する恐れがあります。 (3) 特定路線での強風による交通障害が懸念されます。

施策の方針
◆雪処分場の確保と排雪の減量化の推進により、機能的で安全な除雪対策の構築に努めます。 ◆自然環境に耐える雪対策の整備を進めます。

施策の方向	主な施策
<b>(1) 雪処分方法の多様化</b>	
●快適な冬の生活を保障する雪対策の充実に努めます。	■融雪溝の利用促進 ■融雪溝設置区間の空き家・空き地対策の推進 ■雪活用を含めた雪捨場の有効利用
<b>(2) 除排雪作業能力の強化</b>	
●除雪能力の強化による除排雪の充実に努めます。	■生活道路の除排雪の強化 ■除雪ボランティアの活動促進 ■歩道除雪拡充のための歩道整備の推進 ■強風路線における吹雪対策の推進（視距確保）



## 2 快適な住宅の確保

現状と課題
<p>(1) 公営住宅については老朽化しており、修繕計画の策定が必要となっています。</p> <p>(2) 耐用年数が経過しており、解体が必要な住宅があるため、誰もが安心して生活できる公営住宅の建て替えが必要となっています。</p>

施策の方針
<p>◆潤いとゆとりのある生活空間が提供できるよう、快適な住環境整備に努めます。</p> <p>◆農村型コンパクトエコタウン構想との整合性を図りつつ、計画的な住環境整備に努めます。</p>

施策の方向	主な施策
<b>(1) 計画に基づいた住環境の整備</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●耐用年数が経過し、解体が必要な住宅についての検討に努めます。</li> <li>●老朽化住宅の再生化に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■長寿命化計画に基づく適正な事業運営</li> <li>■住生活基本総合計画に基づいた建て替えの検討</li> <li>■農村型コンパクトエコタウン構想との整合性を図った計画的な住宅整備</li> <li>■消雪施設を設置した安心な住環境整備の検討</li> </ul>
<b>(2) 賃貸住宅の安定的確保</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間が主体となった賃貸住宅の整備等により、まちなか居住の促進に努めます。</li> <li>●安定的な住宅供給に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■関係機関と連携した啓発活動の推進</li> <li>■各住宅担当者と連携した安定的な住宅供給</li> </ul>
<b>(3) 公営住宅料の確保促進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅使用料の高収納率の維持に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■関係機関と連携した徴収強化対策の推進</li> </ul>

### 3 公共交通の充実

現状と課題
<p>(1) 子供や学生、高齢者の身近な移動手段としての公共交通機関の整備が求められています。</p> <p>(2) 町営バスの効率的な運行が求められています。</p>

施策の方針
<p>◆町内外における交通機関の確保とその充実に努めます。</p> <p>◆路線バスの空白地帯等、公共交通を充実させることで更なる利便性の向上を図ります。</p>

施策の方向	主な施策
(1) 公共交通機関の充実	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共交通機関を充実し快適な暮らしを提供します。</li> <li>●高齢者等の交通弱者に優しく、利用しやすいバス運行に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■町営バスの効率的な運行と利用の促進</li> <li>■利用者に配慮したバス路線・ダイヤの維持</li> <li>■周辺市町村と連携した地域交通の検討</li> <li>■予約制町営バスの利用促進と継続運行</li> </ul>

#### 4 上水道の効率的運営

現状と課題
(1) 人口の減少及び少子高齢化による水需要の減少が懸念されます。 (2) 施設等の老朽化による設備の改修・更新が必要となっています。 (3) 効率的な施設の維持管理と安定した事業経営の確立が必要となっています。

施策の方針
◆町民に安心・安全な水を供給するために、計画的な施設の改修・更新を行います。 ◆経営基盤強化のため、施設運営の効率化に努めます。

施策の方向	主な施策
<b>(1) 水道水の利用促進</b>	
●水道水の積極的な利用促進に努めます。	■未加入世帯に対する加入促進 ■利用者が安心できる料金体制の確保
<b>(2) 安心して安定的な供給体制の確立</b>	
●施設の計画的な更新等に努めます。 ●災害に強い水道施設の建設に努めます。	■老朽管・設備等の計画的な改修・更新 ■耐震改修の検討・推進
<b>(3) 経営基盤の強化と効率的な事業運営</b>	
●有収率の向上に努めます。 ●維持管理体制の効率化に努めます。 ●経営安定化に向けた取り組みに努めます。	■漏水防止のための計画的な漏水調査の実施 ■料金徴収体制の効率化に向けた検討 ■安定的な事業経営のための水道料金見直し

## 5 下水道の効率的運営

現状と課題
<p>(1) 下水道水洗化率の向上を図る必要があります。</p> <p>(2) 下水道関連施設の老朽化による設備の改修・更新が必要となっています。</p> <p>(3) 農村部における合併処理浄化槽の整備促進が必要となっています。</p>

施策の方針
<p>◆生活環境の向上と環境保全の観点から、下水道関連施設の計画的な改修・更新の実施に努めます。</p> <p>◆経営基盤強化のため、経費の節減と効率的な維持管理等による事業経営の健全化に努めます。</p>

施策の方向	主な施策
<b>(1) 生活排水処理率の向上</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●水洗化未設置世帯の解消に努めます。</li> <li>●合併処理浄化槽の整備促進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■水洗化未設置世帯に対する水洗化啓蒙活動の推進</li> <li>■農村部における合併処理浄化槽のPRの充実</li> </ul>
<b>(2) 安定的な汚水処理体制の確立</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●下水道施設の計画的な更新整備に努めます。</li> <li>●下水汚泥堆肥の高品質化に努めます。</li> <li>●地震等の災害に強い下水道施設の整備に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■下水道関連施設等の計画的な改修・更新</li> <li>■下水汚泥堆肥盤の適正な管理</li> <li>■地震等の災害対策の強化</li> </ul>
<b>(3) 経営基盤の強化と効率的な事業運営</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●有収率の向上に努めます。</li> <li>●維持管理体制の効率化に努めます。</li> <li>●経営安定化に向けた取り組みに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■計画的な汚水管の清掃・補修工事の実施</li> <li>■維持管理経費の節減等効率的な事業経営の確立</li> <li>■安定的な事業経営のための使用料金見直し</li> <li>■生ゴミ処理のためのディスポーザーの普及促進</li> </ul>

## 6 道路・橋梁の整備

現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害に強い道路整備と老朽橋梁の計画的修繕が必要となっています。</li> <li>(2) ユニバーサルデザインに対応した歩道等の整備が求められています。</li> <li>(3) 冬期間の安全走行を実現するための取り組みが求められています。</li> </ul>

施策の方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆円滑な車両通行を図るとともに、歩行者の安全を確保する道路・橋梁整備に努めます。</li> <li>◆予防保全的な維持管理により、道路・橋梁の長寿命化と修繕に要する費用の縮減に努めます。</li> <li>◆安心・安全な歩行空間の形成による歩いて暮らせるまちづくりの実現に努めます。</li> </ul>

施策の方向	主な施策
<b>(1) 幹線道路・生活道路の整備</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●国道等の歩道整備と車道整備に努めます。</li> <li>●多様な交通体系に対応した道路整備に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国道等における歩道・車道の整備促進</li> <li>■老朽化した道道・町道及び橋梁の点検・整備促進</li> <li>■沼田ICと幌新地区等を結ぶ道路の整備促進</li> </ul>
<b>(2) ユニバーサルデザインに対応した歩道整備</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●すべての人にやさしい歩道整備に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■歩道未設置箇所の解消</li> <li>■冬期間の歩行を可能にする広い幅員の確保</li> <li>■急勾配の段差解消（バリアフリー対策）</li> </ul>
<b>(3) 居住地区内の道路整備</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●年間を通じて快適に生活できる道路整備に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■堆雪スペースが十分に確保できる道路整備</li> <li>■速やかに排水できる側溝整備</li> </ul>

## 7 交通安全対策の充実

現状と課題
<p>(1) 交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、重大な交通事故が発生しないよう一層の活動推進が求められています。</p> <p>(2) 沼田町内はもとより、町外においても、町民が交通事故に遭わない起さないよう、交通安全意識強化への取組みが求められています。</p> <p>(3) 交通事故死ゼロの一層の継続のため、町、交通安全協会、沼田警察署の連携強化及び町民と一丸となった交通安全運動への取組みが必要となっています。</p>

施策の方針
<p>◆沼田警察署及び交通安全協会、関係機関との連携を強化し交通安全対策を推進します。</p> <p>◆交通安全支部懇談会を充実させ、草の根運動で地域の交通安全意識の高揚を図ります。</p> <p>◆各期交通安全運動期間はもちろん、日頃から交通事故に遭わない、遭わせないを念頭に地域ぐるみの交通安全見守り活動を展開します。</p> <p>◆関係機関・団体と連携して保、幼、小、中及び高齢者を対象に交通安全教室を開催し、交通安全教育の充実に努めます。</p> <p>◆人と車が安全を確保出来るように施設整備に努めます。</p>

施策の方向	主な施策
<b>(1) 草の根運動による交通安全意識の高揚</b>	
<p>●町民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。</p> <p>●町内通行車両への交通安全意識の啓発を推進します。</p>	<p>■全町内会及び行政区と交通安全協会が連携し、交通安全支部懇談会の継続開催</p> <p>■交通安全意識の高揚のため、交通安全資材の配布</p> <p>■交通安全旗及び看板の設置による通行車両への交通安全啓蒙活動の実施</p>
<b>(2) 町民が一丸となった交通安全運動の展開</b>	
<p>●「交通事故死ゼロの町」を共通目標として町民一丸となった交通安全運動を展開します。</p> <p>●町内会、行政区、事業所、団体が連携した交通安全運動を展開します。</p>	<p>■冬期間を除く毎月10日の「交通事故死ゼロを目指す日」に、各町内会、各団体との連携による街頭啓発の実施</p> <p>■各期交通安全運動期間中における各関係団体との連携による朝の街頭啓発の実施</p> <p>■各期交通安全運動期間中における町内通行車両への交通安全資材の配布や、旗の波運動による交通安全啓蒙活動の実施。</p>
<b>(3) 保・幼・小・中及び高齢者等の交通安全教室の開催</b>	
<p>●交通弱者と呼ばれる子ども・高齢者に対し、交通安全教育の充実に努めます。</p> <p>●各町内会、事業所、団体などに対し、交通ルールを学習する場の提供に努めます。</p>	<p>■交通安全協会、沼田交通教育協会と連携し、保育園・幼稚園・小中学校及び高齢者を対象とした交通安全教室の開催</p> <p>■沼田警察署との連携による交通安全講話の随時開催</p>
<b>(4) 安全な交通環境の整備</b>	
<p>●町内の交通事故が発生しやすい箇所を調査し、安全な交通環境の整備に努めます。</p>	<p>■危険箇所への信号機や標識等の設置要請</p>

## 8 防犯体制の充実

現状と課題
<p>(1) 町民が安心して生活できる犯罪のない明るい地域社会実現のため、沼田警察署及び関係機関・団体との連携強化による一層の防犯活動の推進が求められています。</p> <p>(2) 沼田町内の犯罪発生件数は横ばい状態ではありますが、犯罪は年々巧妙化しており、特殊詐欺など高齢者等を狙った犯罪の増加が懸念されます。</p>

施策の方針
<p>◆住民一人ひとりが「犯罪のない明るい町づくり」という自主防犯意識の高揚を図ります。</p> <p>◆町、沼田警察署、町内会等関係団体の連携を強化し、防犯活動を推進します。</p> <p>◆高齢者を狙った犯罪を未然に防止するため、高齢者に対する防犯対策の啓蒙に努めます。</p> <p>◆地域ぐるみの青少年の非行防止と健全育成に努めます。</p> <p>◆子どもたちの犯罪被害等の防止に努めます。</p> <p>◆犯罪防止に効果的な青色回転灯による町内パトロールの充実に努めます。</p>

施策の方向	主な施策
<b>(1) 青色回転灯による町内パトロールの実施</b>	
●青色回転灯搭載車両登録台数を確保し、犯罪防止に向けた啓蒙活動の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■防犯協会と連携した青色回転灯搭載車両による町内パトロールの実施</li> <li>■防犯協会と連携した歳末特別警戒地域安全青色防犯パトロールの実施</li> </ul>
<b>(2) 地域安全旗の設置</b>	
●町内主要箇所に「地域安全旗」を設置し、犯罪のない明るいまちづくりに向け、啓蒙活動の充実に努めます。	■主要道路を中心とした地域安全旗の設置
<b>(3) 補導活動の実施</b>	
●青少年の犯罪を未然に防ぐため、啓蒙活動の充実に努めます。	■防犯協会と連携した補導活動の実施
<b>(4) 防犯教室の実施</b>	
●高齢者を狙った犯罪を未然に防ぐため、啓蒙活動の充実に努めます。	■高齢者向け交通安全教室に併せ、高齢者を狙った犯罪抑止に向けた防犯教室等の実施
<b>(5) 子どもたちの安全対策の実施</b>	
●子どもたちを犯罪から守るため、安全対策の強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■沼田っ子サポーター事業との連携による子どもの見守り活動の展開</li> <li>■防犯（見守り）ネットワークの構築</li> <li>■警察への巡回強化依頼</li> <li>■子ども110番の家事業</li> <li>■町内安心安全マップの作成・活用</li> </ul>

## 9 防災体制の充実

現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害発生時における関係機関との連絡調整機能の充実が求められています。</li> <li>(2) 比較的災害が少ない地域であるものの、防災に対する意識を高めることが必要となっています。</li> <li>(3) 災害時における要支援体制をより強化することが必要となっています。</li> <li>(4) 各関係機関、町民が連携した総合的な防災訓練の取り組みが必要となっています。</li> </ul>

施策の方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆町民の防災意識の高揚を図ります。</li> <li>◆実情に合った地域防災計画の見直しに努めます。</li> <li>◆安全安心なまちづくりのため、地域と連携して高齢者などの災害時要支援者の支援体制の充実を図ります。</li> <li>◆各関係機関との連携強化に努めます。</li> <li>◆災害時における的確な情報発信に努めます。</li> </ul>

施策の方向	主な施策
<b>(1) 自主防災組織の育成</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災組織の育成に努めます。</li> <li>●町民の防災意識の高揚を図ります。</li> <li>●町民の災害知識の向上に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■自主防災組織の新たな結成と育成に向けた活動の推進</li> <li>■広報等による防災への啓発活動の推進</li> <li>■防災研修等の推進</li> </ul>
<b>(2) 地域防災計画の見直し</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●実情に即した防災計画の見直しに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■実情に合った機能的な地域防災計画の改正</li> </ul>
<b>(3) 災害時要支援者避難支援対策の充実</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時要支援者対策の充実を図ります。</li> <li>●高齢者見守り事業「はあとふる沼田」との連携を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害時要支援者名簿の更新</li> <li>■高齢者見守り事業「はあとふる沼田」と連携した実践的な災害時要支援者避難支援計画の策定</li> <li>■高齢者見守り事業「はあとふる沼田」と連携した福祉防災マップの作成</li> </ul>
<b>(4) 避難勧告等の発令基準の策定</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時の避難勧告発令基準の明確化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■河川管理者等と連携した避難勧告等の発令基準の策定</li> </ul>
<b>(5) 総合防災訓練の実施</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合防災訓練の充実を努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各関係機関、町民と連携した総合防災訓練の実施</li> </ul>
<b>(6) 正確な災害情報の発信</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災無線等の活用による正確かつ的確な災害情報の発信に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害情報等の確実な情報発信に向けた防災無線機器の更新（デジタル化）</li> <li>■災害時緊急エリアメールの活用</li> </ul>
<b>(7) 雪害支援の充実</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●大雪等による緊急的な事態に対応するための体制を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■除排雪緊急対策事業による支援の充実</li> </ul>



## 10 消防・救急体制の充実

現状と課題
(1) 救命率向上のため、救急隊員の一層の資質向上と町民への応急手当方法の普及促進が求められています。 (2) 自然災害発生時における関係機関との連絡調整網の整備が求められています。 (3) 町内会単位の防災意識向上に向けて自主防災組織が求められています。 (4) 医療機関との緊密な連携を図り、広域的な医療体制づくりが求められています。

施策の方針
◆救急隊員の資質向上に努めます。 ◆町民、事業所、町内会向けの応急手当講習の実施を推進します。 ◆地域防災体制及び消防防災施設、機材、連絡体制の充実を図ります。 ◆救急及び消防活動体制の充実を図ります。

施策の方向	主な施策
<b>(1) 救急・消防体制の整備</b>	
●救急隊員の各種研修等を通じた資質向上に努めます。 ●救急教育の推進に努めます。 ●地域ぐるみの救急・消防体制の整備に努めます。 ●警察、自衛隊等の各関係機関との連携強化に努めます。	■救急隊員の資質と技術の向上 ■救急教育の普及啓発事業の実施 ■ドクターヘリ等の活用 ■住宅用火災警報器の設置促進 ■消防団員の増員対策の推進と消防団活動の強化 ■各関係機関との連携強化
<b>(2) 一般町民向け救命講習の実施</b>	
●各種団体、職域、町内会単位での普及促進活動に努めます。	■応急手当講習の推進 ■A E D（自動体外式除細動器）の整備促進
<b>(3) 消防防災施設、機材の充実</b>	
●消防力の強化に努めます。 ●災害支援情報の高度化及び情報伝達の確実化に努めます。 ●救急活動の高度化及び機密情報等の保護強化に努めます。	■消防資機材の計画的更新 ■消防、救急車の計画的更新
<b>(4) 消防団員装備の整備</b>	
●消防団の強化に努めます。	■消防団員の安全確保のための装備の整備

## 11 消費生活の安定

現状と課題
<p>(1) 平成21年の「消費者安全法」の施行により、消費者からの苦情相談とこれら进行处理するための斡旋の実施体制が求められています。</p>

施策の方針
<p>◆消費者安全のための相談体制等の充実と必要な情報の収集及び住民への提供に努めます。</p>

施策の方向	主な施策
(1) 悪質商法等の周知	
<p>●近年、複雑・巧妙化している悪質商法等の被害防止に努めます。</p>	<p>■広報等による啓発活動の推進</p>
(2) 相談体制の充実	
<p>●困難な事例の解決や、相談しやすい体制確保に努めます。</p>	<p>■相談窓口の維持確保                      ■研修会参加による担当職員の資質向上                      ■関係機関との連携強化                      ■北空知管内の広域的な相談体制の整備                      ■消費者センターの周知とい利用促進</p>

## 12 地域情報化の推進

現状と課題
<p>(1) パソコンや携帯端末などの急速な普及によりインターネットの利用者が増え、今後益々町民の日常生活にも大きな影響を与えていくことが予測されます。</p> <p>(2) 町民ニーズを的確に把握し、ICT（情報通信技術）を利活用した情報・サービス提供を積極的に推進していく必要があります。</p> <p>(3) 情報化が急速に進む反面、これを悪用した犯罪等が増加傾向にあることから、適切なセキュリティ対策を講じていく必要があります。</p> <p>(4) 全ての町民がICT（情報通信技術）を利用出来るよう、パソコン等の機器操作を学習出来る場や、基礎的知識の普及に係る取り組みを推進していく必要があります。</p>

施策の方針
<p>◆いつでも誰もがインターネットを利用出来るよう情報格差の解消を図ります。</p> <p>◆光ファイバーの敷設に伴い、福祉・医療・教育・防災等幅広い分野で有効活用が出来るようICT（情報通信技術）の利活用策の検討を進めます。</p> <p>◆町民自らが情報発信を行えるよう人材の育成を推進します。</p> <p>◆無線LAN環境の福祉・医療・教育・防災等幅広い分野での有効活用の検討を進めます。</p>

施策の方向	主な施策
<b>(1) 情報格差の解消とセキュリティ対策の推進</b>	
●誰でも容易にインターネットが利用できるよう普及活動の推進に努めます。	■高齢者パソコン教室などの実施
●個人情報などの保護対策に努めます。	■情報セキュリティ対策の推進
<b>(2) ICT（情報通信技術）の利活用（効率化・高度化）</b>	
●ICT（情報通信技術）を利活用した情報やサービス提供の充実に努めます。	<p>■町民ニーズに合わせた様々な行政サービスの提供</p> <p>■光ファイバー利活用方策の検討（医療・福祉・教育・防犯等への利活用など）</p> <p>■動画配信サービスなどホームページの内容充実</p> <p>■無線LAN環境の有効活用</p>
<b>(3) 人材の育成（創出）</b>	
●個々の情報活用能力の向上を図り、人材の育成を推進します。	<p>■町民向けパソコン研修などの実施</p> <p>■町民電子会議の検討</p>

### 13 土地の有効利用

現状と課題	
(1) 空き家の増加により、今後も市街地の空洞化が懸念されます。 (2) 農業における高齢化や後継者不足による離農等により、遊休農地の発生が懸念されます。	
施策の方針	
◆豊かな自然を活かした土地利用に努めます。 ◆市街地における計画的な土地利用に努めます。 ◆まちなか居住の推進やコンパクトで効率化の高い市街地形成への誘導を図ります。	
施策の方向	主な施策
(1) 計画的な市街地形成と地域の特性に応じた土地利用の推進	
●将来にわたって農用地、市街地の土地利用の検討に努めます。	■美しい農村景観形成のための優良農地の確保 ■まちなか居住の推進や、コンパクトで効率性の高い市街地形成の推進 ■町有地の有効活用 ■企業進出や観光など、まちの発展のため有効かつ適切な土地利用の推進
(2) 秩序ある土地利用への誘導	
●土地の保全と有効利用を前提とした土地利用に努めます。	■豊かな自然を守るため、開発行為等の適正な指導と監視 ■自然環境や景観に配慮した土地利用への誘導 ■農地の保全と担い手への利用・集積の促進

## 2 活気あるまちづくりの追求

### 1 農業の振興

現状と課題
(1) 配偶者対策を含め、農業後継者の育成及び新規就農者の確保等担い手の育成・確保が必要となっています。 (2) 既に経営が大規模化し、これからの農地流動化の受益となる担い手数が限られた中、離農跡地における農地の遊休化が懸念されます。 (3) 経営主の高齢化により労働力の不足が生じてきています。 (4) 高付加価値農業の推進と6次産業の支援体制の確立が必要とされています。 (5) TPP交渉や国の農業政策の見直しが進められており、これらに対応した農業振興施策の推進が必要となっています。

施策の方針
◆今後とも活気ある沼田農業として継続できるシステムづくり（第3者継承事業等農業への新規参入や新規就農）に対する支援に努めます。 ◆農業者からの技術伝達による新たな農業従事者（担い手）の育成に努めます。 ◆農業振興公社の設置等により、農地保有合理化事業等を活用した土地利用型農業への参入に対する支援に努めます。 ◆作業の効率化を図るため、生産技術の高度化、新技術の導入等に対する支援に努めます。 ◆沼田町における6次産業化を推進することで、多様化する消費者のニーズに応え、併せて地元農産物のブランド化、高付加価値化の確立に努めます。

施策の方向	主な施策
<b>(1) 担い手対策</b>	
●農業後継者の育成、確保に努めます。	■利子補給、各種補助金等の支援制度の継続 ・農家子弟に対する就農促進対策の強化 ・国等の補助制度の活用促進 ・町単独施策の検討、実施 ■農業後継者を対象とした研修の充実 ・北育ち元気塾の継続実施 ■各種研修機会の創出
●新規就農者及び参入者の確保に努めます。	■経営継承事業の確立 ・指導者（農業者）及び就農者への支援 ■就農支援実習農場の活用 ■新規就農支援体制の確立 ・受入体制の充実、強化 ・各種支援制度の創設 （農地リース、機械銀行、実習手当、家賃助成等） ・新規就農支援資金制度の活用推進
●配偶者対策の支援に努めます。	■農業研修生の受入強化 ・新たな受入体制の整備 ■意欲的なグループへの支援 ■各種交流事業の提供、実施
<b>(2) 生産体系の確立</b>	
●法人化などによる協業化や共同化への支援に努めます。	■設立に向けた支援体制の継続 ・雇用促進のための法人化への支援 ・法人等への「農の雇用事業」の推進 ■組織運営に対する支援 ■設立における各種助成 ■農地保有合理化法人の設立支援

施策の方向	主な施策
<b>(3) 生産技術・生産基盤対策</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●生産技術の高度化を推進します。</li> <li>●新技術の導入を推進します。</li> <li>●生産基盤の整備に努めます。</li> <li>●遊休農地の発生防止に努めます。</li> <li>●円滑な農地流動化に努めます。</li> <li>●農地情報の共有化に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■農作業の効率化・省力化の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術指導の継続実施</li> <li>・共同防除体制の充実（ビークル・ラジハリ）</li> <li>・共同水稻育苗体制の確立</li> <li>・GPSガイダンスシステム導入支援</li> </ul> </li> <li>■水稻直播栽培の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル事業への取り組み</li> </ul> </li> <li>■農薬散布の抑制推進</li> <li>■道営経営体育成基盤整備事業の実施</li> <li>■小規模排水対策の実施</li> <li>■土づくり事業の継続実施</li> <li>■農地利用集積円滑化事業の実施</li> <li>■農地流動化基金の利用継続</li> <li>■公社事業の有効的な取り組みの継続</li> <li>■農地情報共有化事業の実施</li> <li>■農地中間管理機構事業の活用</li> </ul>
<b>(4) 農産物の生産、加工、流通対策</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●6次産業化の推進に努めます。</li> <li>●高付加価値化の推進に努めます。</li> <li>●ブランド商品開発の推進に努めます。</li> <li>●地元農産物のPR活動に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■法人、グループに対しての支援体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農産加工施設等設備投資費用の削減支援</li> <li>・技術習得及び販路確保支援体制の充実</li> </ul> </li> <li>・人材確保への支援体制の充実</li> <li>・農産物貯蔵の推進</li> <li>・技術指導の充実</li> <li>■沼田ブランドの確立に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品開発にかかる調査、研究支援</li> <li>・雪中ブランド加工品等への支援の拡大</li> </ul> </li> <li>■販路拡大のための支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンテナショップの検討</li> <li>・各種イベント、事業の実施</li> </ul> </li> <li>■地産地消の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食との連携等による地元農産物の消費拡大の推進及び検討</li> <li>・直売所間の連携及び情報発信等に対する支援</li> </ul> </li> <li>■富山県小矢部市、埼玉県川島町との継続的な経済交流の推進</li> </ul>
<b>(5) 有害鳥獣駆除対策</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●有害鳥獣による農業被害の防止に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■有害鳥獣の侵入防止対策や駆除の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・くくり罠による駆除対策の推進</li> <li>・侵入防止柵の設置支援</li> </ul> </li> </ul>

## 2 商工業の振興

## 現状と課題

- (1) 地元購買力の町外流出により、経営環境が厳しい状況にあります。
- (2) 経営者の高齢化や後継者がいない商店が多く、廃業による空き店舗の増加が懸念されます。
- (3) 基幹産業である農業との連携や高齢化に対応したサービス提供の充実が求められています。
- (4) 景気の低迷から誘致企業が撤退するなど、製造品出荷額が年々減少している状況にあります。
- (5) 雇用の促進を図る既存企業の活性化が必要となっています。
- (6) 町内企業の新分野への参入が増加傾向にあります。

## 施策の方針

- ◆農商官が一体となって、生活必需品等を町内で購入できる商店街中核施設の建設に向けた取り組みを推進します。
- ◆町内消費の推進や、中心市街地に活気を取り戻す取り組みを支援します。
- ◆消費者ニーズに沿った商業サービスの充実を支援します。
- ◆既存企業の経営基盤の強化を支援します。
- ◆地域資源を活用した新たな産業の創出に努めます。

施策の方向	主な施策
<b>(1) 魅力ある商店街の形成</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢化に対応したサービスの充実を図る取り組みを支援します。</li> <li>●商店街の賑わいづくりに向けた積極的な取り組みを支援します。</li> <li>●個店自助努力の促進と側面的支援に努めます。</li> <li>●個性と魅力ある店舗づくりの促進に努めます。</li> <li>●空き地・空き店舗対策の検討に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■商店街中核施設の建設に関する検討・支援</li> <li>■地域密着型宅配事業や移動方式店舗の創出</li> <li>■集客イベントや情報発信等への充実に対する支援</li> <li>■起業の推進</li> <li>■地域の特色を活かした特産品の開発支援</li> <li>■中心市街地への新規店舗開設への支援 (商業集積の促進)</li> </ul>
<b>(2) 商業経営の安定化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内消費の推進に向けた取り組みを支援します。</li> <li>●中小規模商店の育成と経営の安定を図るための融資制度の充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■町内商店の消費活性化に向けた事業支援</li> <li>■融資資金利子等補給事業の継続</li> <li>■新たな流通、販促に向けた取り組み支援</li> </ul>
<b>(3) 他産業との連携</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業、工業及び観光等の他産業との連携と相互協力を促進し、一体的な産業振興に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地元の農産物等特産品の販売促進 (地産地消の推進)</li> <li>■地域資源を活用した農商工連携による商品開発、イベントの開催</li> </ul>
<b>(4) 既存立地企業の活性化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業経営の安定化に努めます。</li> <li>●既存企業の新分野への参入支援に努めます。</li> <li>●既存企業の連携強化に努めます。</li> <li>●「雪」を活用した企業の育成を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■人材育成の推進</li> <li>■各種補助制度の周知と活用の促進</li> <li>■融資制度の充実と活用の促進</li> <li>■新事業の展開に係る支援</li> <li>■新商品の開発及び販路開拓への支援充実</li> <li>■異業種交流活動の促進 (情報交換の推進)</li> <li>■雪冷熱等新エネルギーの導入支援</li> </ul>

### 3 企業誘致の推進

現状と課題
<p>(1) 企業へのアンケートを実施し、積極的に企業誘致活動を展開しています。</p> <p>(2) 首都圏の景気回復の兆しによる新たな設備投資意欲が伺えられる状況となっています。</p>

施策の方針
<p>◆企業誘致と町内起業の推進により、地域経済の活性化を推進します。</p>

施策の方向	主な施策
<b>(1) 企業誘致の推進</b>	
<p>●企業誘致活動の更なる充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■雪冷熱エネルギーの利活用を前面に出した関連産業の誘致活動の推進</li> <li>■農業などの地域資源や地域特性を活かした企業や研究所等の誘致活動の推進</li> <li>■産学との連携による企業誘致活動の推進</li> <li>■沼田工業団地及び空き工場等のリース契約の検討</li> <li>■関係機関等との連携による企業ニーズなどの情報収集の強化と工業団地のPR促進</li> <li>■企業立地助成制度の充実</li> <li>■企業支援体制の強化</li> </ul>
<b>(2) 起業化の推進</b>	
<p>●町内での起業化の推進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■起業家への支援充実による起業の推進</li> <li>■地域資源を活用した町内起業の推進</li> </ul>



## 4 移住定住の推進

現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 町外からの通勤者の移住定住に向けた取り組みが必要となっています。</li> <li>(2) 冬期対策など増加する高齢者に対応する定住施策の充実が必要となっています。</li> <li>(3) 移住定住促進施策及び情報提供活動は充実していますが、推進に向けた更なる対策が必要となっています。</li> <li>(4) 人口の確保に繋げるため、子育て世代である若者を中心とした移住定住施策の取り組みが求められています。</li> </ul>

施策の方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆まちの魅力を向上させ、移住の促進に努めます。</li> <li>◆定住人口の確保と増加に向けた取り組みを推進します。</li> <li>◆子育て世帯を重視した移住支援施策の展開に努めます。</li> </ul>

施策の方向	主な施策
<b>(1) 定住促進奨励事業の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種奨励制度の充実と情報提供の充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■移住定住奨励事業の充実</li> <li>■子育て世代を対象とした移住定住施策の推進</li> <li>■各種施策や関連施策（高齢者支援・子育て支援等）の情報発信の充実</li> </ul>
<b>(2) 定住環境の整備</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●快適な生活環境の整備に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■除排雪・融雪対策の充実</li> <li>■冬期間の環境整備</li> <li>■魅力ある住宅（公営・民間）の確保</li> <li>■子育て世帯向け住宅建設の促進</li> <li>■公共交通の充実</li> </ul>
<b>(3) 定住促進活動の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●定住促進活動の推進に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■矯正・保護施設等の誘致活動の推進</li> <li>■企業誘致の推進</li> <li>■自衛隊施設の拡充等に向けた要望活動の推進</li> <li>■町内事業所との連携による従業員の定住対策の推進</li> <li>■未利用町有地等の有効活用の推進</li> <li>■空き地・空き家の情報収集と提供</li> </ul>
<b>(4) 集落対策の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●農村集落における快適な定住環境の充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■集落における人材の確保、派遣に係る施策の推進</li> <li>■公共交通の充実や雪処理対策など生活対策の推進</li> </ul>

## 5 観光の振興

現状と課題
(1) ほたるの里や観光イベントへの観光客の入り込みが減少傾向となっています。 (2) 冬期間の観光客が少ないことから、冬期における新たな観光資源の開発が必要となっています。 (3) 日帰り、通過型の観光が多く、滞在型観光の推進が必要となっています。 (4) まちのPRや特産品販売、移住定住PR等の関連事業の一元化による効率的で効果的な活動が求められています。

施策の方針
◆地域資源を活用し、賑わいを生み出す魅力ある観光地づくりを進め、交流人口の拡大を図ります。 ◆観光協会の組織強化を図ります。

施策の方向	主な施策
<b>(1) 魅力ある観光地づくり</b>	
●沼田町の豊かな自然環境と地域資源を活かした観光の推進に努めます。 ●来訪者の滞在性や回遊性を高める活動を推進します。 ●新たな観光特産品の開発を推進します。	■自然環境や地域資源を活かした体験型観光の推進 ■町の歴史・伝統・文化を活かした観光の推進 ■町内観光地の一体的なPRと市街地への誘導策の検討 ■新たな観光特産品の開発と商品化 ■魅力ある観光地づくりに向けた産学官連携の推進
<b>(2) 観光イベントの推進</b>	
●地域の素材を活かした多彩な観光イベントの開発と振興に努めます。	■農業や商業との連携による観光イベントの推進 ■効果的な観光宣伝と情報提供の充実 ■夏期や冬期における雪を活用したイベントやツアーなどの検討
<b>(3) 広域観光の推進</b>	
●近隣市町村や他圏域との広域観光ネットワークの形成と連携の強化に努めます。	■近隣市町村や留萌・上川圏域との戦略的な広域観光の推進
<b>(4) 体験学習の受入推進</b>	
●沼田町の自然環境や地域資源を活かした体験学習の受入を推進します。	■修学旅行や宿泊学習の誘致 ■フィールドキャンパス事業の検討 ■グリーンツーリズムの推進
<b>(5) 観光振興の基盤強化</b>	
●観光協会の法人化を視野に入れた組織強化を図ります。	■一元的な関連事業の実施による新たな事業展開の推進

## 6 雇用・労働者対策の充実

## 現状と課題

- (1) 誘致企業の撤退等による就業機会の減少から、若年労働者の都市への流出が続いており、雇用の場の創出が大きな課題となっています。

## 施策の方針

- ◆誰もが安心して働くことができ、豊かで安定した生活が送れるよう就業機会の拡大に努めます。

## 施策の方向

## 主な施策

## (1) 雇用・就労者対策の推進

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●企業誘致を積極的に推進します。</li> <li>●町内企業や関係機関との連携による雇用機会の創出に努めます。</li> <li>●高齢者や障がい者などの就労機会の充実に努めます。</li> <li>●新たな産業起こしによる雇用・就労機会の創出に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■企業誘致による新たな雇用機会の創出</li> <li>■雇用促進に向けた企業との連携充実</li> <li>■職業体験の充実</li> <li>■高齢者や障がい者の就労機会の充実及び確保</li> <li>■求人情報の定期発行（町民向け）</li> <li>■地域資源を活用した町内雇用の拡大に向けた取り組みの検討</li> <li>■雪冷熱エネルギーを活用した雇用創出の検討</li> <li>■コミュニティービジネスの検討</li> <li>■地域需要に応じた産業の創出及び新たな事業展開の推進に向けた取り組みの検討</li> <li>■新産業創出に向けた産学官連携の推進</li> <li>■福祉的視点からの雇用創出の検討</li> </ul> |
|---|---|

### 3 教育環境に優れたまちづくり

#### 1 学校教育の充実

現状と課題
(1) 保護者の学校教育への積極的な協力が進んでいます。 (2) 児童生徒数の減少が著しく、少人数に対応した教育の在り方が求められています。 (3) 生活習慣の改善が必要であり、特にスマホ・携帯・ゲーム等に対する依存度が全国平均よりも高い状況にあります。 (4) 夜高あんどん等行事への参加に積極的なため、地域との繋がりは深いと言えます。 (5) 家庭学習の平均時間が全国平均よりも低い状況にあります。 (6) 行事・学校園・地域が連携した新たな体力・運動能力の向上対策が求められています。

施策の方針
◆従来の幼小中一貫・連携教育に保育時期も含めた「沼田ならではの教育」を目指します。 ◆地域・保護者に愛されるいじめや不登校のない学校づくりに努めます。 ◆郷土愛の強い人材の育成に努めます。 ◆学力向上に努めます。 ◆体力・運動能力向上に努めます。

施策の方向	主な施策
<b>(1) 就学前教育の充実</b>	
●幼児期から心の教育に努めます。	■幼稚園及び認定こども園における基本的な生活習慣形成 ■友だち関係のあり方の指導
●発達段階に見合った体力の向上に努めます。	■水泳保育の充実 ■自由遊びの充実
●食育を進め、健康づくりの日常化を進めます。	■保護者と生産者、栄養士による指導の推進
●小学校教育との連携を考えた保育を進めます。	■集団的規律の習得
●地域との交流機会の提供に努めます。	■和風園や旭寿園への訪問
<b>(2) 小学校教育の充実</b>	
●確かな学力の向上に努めます。	■町費補助教諭の配置継続 ■習熟度学習及び少人数学習活動の推進 ■教職員定数加配による支援体制の充実強化 ■指導力向上を図る授業研究の充実 ■ICT機器を活用した分かりやすい授業の実施
●豊かな心の育成に努めます。	■好ましい人間関係づくりの促進への支援 ■学社連携による児童会活動への支援 ■新校舎「ひかりの原っぱ」を活用した多様な活動の推進 ■夜高あんどん祭りへの参加継続 ■食に関する指導の充実
●健やかな体の育成に努めます。	■食に関する指導の充実
<b>(3) 中学校教育の充実</b>	
●学力向上を推進します。	■基礎的な知識・技能の確実な習得を図る学習内容の充実 ■授業評価を生かした授業の充実 ■学校改善プランの充実 ■特色ある一貫（連携）教育の検討（幼小中） ■ICT機器を活用した分かりやすい授業の実施
●心身たくましく育つための教育に努めます。	■体力向上の取り組みの充実 ■部活動への外部指導者の活用
●知性を高め、情操豊かな心の育成に努めます。	■道徳教育とキャリア教育の充実 ■豊かな感性や社会性、郷土愛を育む体験活動の充実

施策の方向	主な施策
<b>(4) 学校施設の充実</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●多機能・高機能な校舎づくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■機能的な利活用を考えた小学校の改築</li> <li>■教育機器の充実</li> <li>■学校施設の地域開放</li> </ul>

最新設備と温もりが調和した小学校新校舎



一貫(連携)教育による小中合同運動会を実施



学習サポート「明日萌」を小学校で実施



## 2 生涯学習の基礎づくり

現状と課題
(1) 幼児教育や家庭教育等、子育てに対する学習意欲が低下している状況にあります。 (2) 地域の教育力が低下し、コミュニティも希薄化してきている状況にあります。 (3) 地域人材の発掘、有効活用がされていない状況にあります。 (4) 子どもの体力が低下（2極化）しており、指導プログラムを確立していく必要があります。

施策の方針
◆家庭が持つ教育機能の強化のため、家庭教育、幼児教育を支援します。 ◆保健福祉部局と連携し、子育て支援事業の推進に努めます。 ◆青少年健全育成のため、体験学習やボランティア、ジュニアスポーツの推進に努めます。 ◆地域で支える子育て、家庭、学校、地域が一体となった教育の実践に努めます。 ◆地域教育力を高めるため、人材の確保と育成に努めます。

施策の方向	主な施策
<b>(1) 幼児期の教育・家庭教育の充実</b>	
●幼児期の教育や家庭教育に関する様々な情報、学習機会、交流の場を提供します。	■家庭教育支援事業の実施 ■子育て情報の発信と相談活動の強化 ■親子ふれあい事業の実施 ■親子読書習慣の推進と図書館事業の実施 ■子育てサークルの育成・支援 ■母子保健事業・子育て支援センター事業と連携した事業の展開
<b>(2) 社会教育の充実</b>	
●生涯にわたって学習することができる社会教育事業の充実を努めます。また、学習の成果を地域や社会で生かすことができるような場を提供します。	■生涯各期に合わせた学習機会の提供 ■青少年教育（体験・交流事業）の充実 ■地域を支えるボランティア活動の推進 ■指導者（リーダー）の発掘と養成 ■女性団体の育成・支援 ■子ども会や青年活動の再生 ■社会教育施設（ゆめっくるなど）の有効活用
<b>(3) 社会体育の充実</b>	
●スポーツ実施率の向上と健康づくりの推進に努めます。	■スポーツ指導者の発掘と養成 ■全町民が関われるスポーツイベントの実施 ■子どもの発達に合わせた指導プログラムの提供 ■学校体育施設の有効利用 ■高穂スキー場のリフト等の改修検討 ■保健福祉部局と連携した健康づくり事業の展開
<b>(4) 学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力</b>	
●学校、家庭及び地域の三者が教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めます。	■学校支援ボランティアの養成 ■沼田っ子サポーター（通学路パトロール）の養成 ■学習サポート事業「明日萌」の実施 ■学童保育の充実 ■地域教育力の向上 ■各種研修機会の提供、支援 ■学校施設の地域開放

## 3 多様な学習活動の推進

現状と課題
(1) 新しい学習機会が少なく、時代の変化に対応した学習活動が不足している状況にあります。 (2) 文化サークルや定期的スポーツ等、成人男性の参加が少ない状況にあります。 (3) 健康意識は向上しているものの、依然としてスポーツ実施率が低い状況にあります。 (4) 高齢者の社会参加意識は高くなっていますが、学習機会や地域で活かす場が少ない状況にあります。 (5) 学習活動において、地域の指導者が少ない状況にあります。

施策の方針
◆地域社会に対応した学習機会の推進を図ります。 ◆町民一人一人が豊かな人生を送られるよう、文化や趣味に触れる機会を創出します。 ◆健康づくりとスポーツを楽しむ機会を創出し、スポーツ実施率の向上に努めます。 ◆高齢者の団体及び自主活動の場を創出し、生きがいを推進します。 ◆学習活動の充実を図るため、専門知識を持った人材の育成を推進します。

施策の方向	主な施策
<b>(1) 新しい学習機会の創出</b>	
●個人や地域社会の要望に応え、生涯学習総合センター等を拠点とした新たな学習機会を創出します。	■地域社会や時代に即した新たな講座の実施
●多様な講座の開設に努めます。	■読書活動の推進と図書館事業の充実
	■趣味・教養講座の充実
	■学習ニーズの把握とアンケートの実施
<b>(2) 学習機会の充実</b>	
●芸術文化活動の推進に努めます。	■文化団体・サークルの育成
	■文化芸術等を発表する場の提供
	■優れた芸術文化の鑑賞機会の提供
	■芸術文化の指導者育成
	■子ども文化クラブの実施
●スポーツ活動、健康運動の推進に努めます。	■総合型スポーツクラブへの事業委託
	■スポーツ教室、講演会の実施
	■スポーツ指導者資格取得のための支援
	■親子、多世代スポーツの推奨
	■健康づくりに関する学習機会の提供
●高齢者の学習活動を充実させ、活動の場を創出します。	■指導者（リーダー）の発掘と育成
	■ボランティア活動等の社会参加の促進
	■高齢者の技能や知識を社会へ還元する機会の提供
	■いきいき大学の充実と自主活動の推進
	■高齢者の生きがいを推進するための学習機会の提供
●ボランティア活動に関する学習活動を推進します。	■ボランティア養成講座の実施と活動の推進
	■中高生ボランティアの育成
●男女共同参画社会を推進します。	■男性の子育て講座の実施
●地域の歴史、伝統文化に関する学習活動の推進に努めます。	■文化財の教育的活用の推進
	■文化財の保護・継承活動の実施
	■郷土芸能の保存と後継者の育成
	■地域環博物館の形成

施策の方向	主な施策
<b>(2) 学習機会の充実</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●化石事業の推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■化石体験事業の充実</li> <li>■新たな化石発掘調査研究の実施</li> <li>■化石ボランティア活動の推進</li> <li>■レプリカ制作活動の推進と技術の継承</li> <li>■化石発掘現場の整備と保護</li> </ul>
<b>(3) 人材の育成と活用</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域人材の育成と活用を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域人材の発掘と育成</li> <li>■地域人材育成（資格取得費用助成）事業の実施</li> <li>■地域人材バンク制度の運用</li> <li>■ゆめっくる出前講座等への応用</li> </ul>

芸術文化鑑賞事業  
「舞の海秀平 講演会」



いきいき大学





## 4 国際交流・国内交流の推進

## 現状と課題

- (1) カナダポートハーディ地区との幅広い交流の促進が必要となっています。
- (2) 富山県小矢部市との農産物交流等を含めた経済交流への展開が求められています。

## 施策の方針

- ◆姉妹都市との友好を深め、町民の国際感覚の向上のため、交流の充実に努めます。
- ◆諸外国の人が親しみやすいまちづくりに努めます。
- ◆小矢部市との交流連携を一層深め、相互発展に寄与するまちづくりを推進します。

施策の方向	主な施策
<b>(1) 国際交流の充実</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育・文化・経済など様々な分野での交流を通じ、国際感覚の向上と姉妹都市との相互理解に努めます。</li> <li>●自主的な民間国際交流団体の育成に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■姉妹都市交流発展のための事業の実施</li> <li>■ホームステイの受入れによる交流促進</li> <li>■派遣研修・交流による人材の育成</li> </ul>
<b>(2) 国際交流のための環境整備</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●諸外国の人たちが親しめるまちづくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■英語指導助手の招聘による外国語教育の充実</li> <li>■ホームページの外国語の併記</li> </ul>
<b>(3) 国内交流の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●小矢部市との文化及び経済交流を始めとする様々な交流の促進に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■両市町との文化・スポーツ・経済交流の推進</li> <li>■人的交流等の推進</li> </ul>

## 4 地球環境に貢献するまちづくり

### 1 環境対策の推進

現状と課題
(1) 沼田町地球温暖化対策実行計画の推進に向けた取組みを展開していく必要があります。 (2) 住民へ環境問題の関心を高め、自主的な活動を促す必要があります。 (3) 不法投棄を防止するため、意識強化を図る必要があります。

施策の方針
◆策定された沼田町地球温暖化対策実行計画を基に、より具体的な取組みの実践を図ります。 ◆ボランティアの育成と併せて、主体的に取り組むことのできる環境づくりに努めます。

施策の方向	主な施策
<b>(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく沼田町実行計画の策定</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●温室効果ガス削減の取組みに向けた沼田町実行計画の策定を進めます。</li> <li>●沼田町実行計画等を住民へ広く周知し、温室効果ガス削減の意識向上に努めます。</li> <li>●町の施設等の温室効果ガス削減を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく沼田町実行計画の策定</li> <li>■関係機関と連携を図った啓発活動の推進</li> <li>■関係機関と連携し沼田町実行計画に基づいた事業の推進 (温室効果ガスの排出削減に向けた取組み)</li> </ul>
<b>(2) 環境の美化に取り組むボランティアの育成</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境美化に対する住民の意識向上に努めます。</li> <li>●町内会等の住民が主体となった美化活動が出来る体制整備の検討に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■広報活動の推進</li> <li>■クリーン作戦を通じた啓発活動の推進</li> <li>■各関係団体と連携した体制整備の充実</li> </ul>
<b>(3) 不法投棄防止対策の強化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●不法投棄防止の意識啓発活動に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■広報等による啓発活動の促進</li> <li>■関係機関との連携</li> </ul>
<b>(4) 公害などの防止対策の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●快適な生活環境の保全のため、事業所などに対し施設の適切な管理を促し、環境汚染の未然防止策を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業所等への啓発活動の推進</li> <li>■関係機関との連携</li> </ul>
<b>(5) 火葬場の適切な管理運営</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●老朽化を踏まえた管理運営のあり方についての検討に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建て替え等を含めた修繕管理の検討</li> </ul>

## 2 廃棄物処理対策の推進

現状と課題
<p>(1) 資源ごみ等の搬出負担の軽減が求められています。</p> <p>(2) ごみ収集分別の変更に伴い適正分別の徹底が必要となっています。</p> <p>(3) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組みが必要となっています。</p>

施策の方針
<p>◆資源ごみ等の個別回収の充実化を図ります。</p> <p>◆3Rの具体的な取組みと資源化に伴う地域活動との連動化を図ります。</p>

施策の方向	主な施策
<b>(1) 資源ごみ等の搬出方法の検討</b>	
<p>●資源ごみの搬出について、個々の利便性や高齢者などが気軽に出せる体制の確保に努めます。</p>	<p>■資源・ごみセンターへの持ち込みに加え、個別収集も併せて実施</p>
<b>(2) ごみ分別収集の徹底</b>	
<p>●ごみの分別収集の定着化に努めます。</p>	<p>■広報等による啓発</p> <p>■ごみ相談体制の充実</p>
<b>(3) ごみ減量化、資源化の検討</b>	
<p>●住民・企業・行政が一体となって、ごみ減量化、資源化の推進が図られるように努めます。</p>	<p>■小売店等に対して包装や容器の簡素化などごみが出ない方法の要請</p> <p>■資源ごみの適正分別の啓発推進</p> <p>■地域の自主活動としての資源ごみ売却等の支援協力</p> <p>■資源ごみの独自分別の検討</p> <p>■各種団体等と連携を図り、不用品の即売や交換の場の検討</p> <p>■各関係機関と連携したディスプレイ普及による生ごみ排出量削減の推進</p>
<b>(4) ごみの適切な処理</b>	
<p>●安定的なごみ処理体制が維持できるように努めます。</p>	<p>■各関係機関との連携</p>

### 3 新エネルギーの利活用

現状と課題
<p>(1) 雪冷熱エネルギー利活用の先進地として、公共施設への雪冷房システムの導入や農業への活用、特産品等の開発を進めていますが、今後は雪冷熱エネルギーを始めとした新エネルギーの利活用による産業振興や雇用の創出、環境対策等を総合的に推進し、地域の活性化に結び付けていくことが必要となっています。</p> <p>(2) 新エネルギーの導入に向けた可能性調査の結果に基づき、今後計画的に実施される農村型コンパクトエコタウン等、積極的な利活用が求められています。</p>

施策の方針
<p>◆雪冷熱エネルギー等の利活用による産業振興や雇用の創出に向けた取り組みを推進します。</p> <p>◆新エネルギーの総合的な導入により、地域ブランドの確立と環境対策の促進に努めます。</p> <p>◆導入可能性調査の結果に基づき、農村型コンパクトエコタウン等において効率的で有効な新エネルギーの利活用に努めます。</p>

施策の方向	主な施策
<b>(1) 雪冷熱エネルギーの利活用促進</b>	
<p>●積雪寒冷地の特性を活かした雪冷熱エネルギーのあらゆる分野への利活用を推進します。</p>	<p>■食料貯蔵流通基地構想の推進</p> <p>■雪冷熱エネルギーを活用した特産品の開発</p> <p>■雪冷熱エネルギーを活用した農産品のブランド化</p> <p>■雪冷熱エネルギーを活用した雇用創出の検討</p> <p>■雪冷熱エネルギーの利活用に向けた町民及び産学官連携の推進</p>
<b>(2) 新エネルギーの導入推進</b>	
<p>●雪冷熱エネルギーのほか、太陽光発電や木質系バイオマスなど新エネルギーを最大限に活用し、地球環境にやさしいまちづくりを推進します。</p>	<p>■新エネルギーの利活用による地域ブランドの確立に向けた産学官連携の推進</p> <p>■未利用資源を主に活用し、農村型コンパクトエコタウン関連施設に再生可能エネルギーを導入する等、エネルギーの地産地消を目指したクリーン環境の促進</p>

# 5 計画の実現を目指して

【「ぬまた」らしい協働・住民参加の促進】

## 1 協働のまちづくりの推進

現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「協働のまちづくり推進のための指針」及び「行動計画」が策定されていますが、町民への浸透が十分ではない事から、今後はより一層の浸透を図るとともに、指針及び計画に沿った活動の広がりを推進していく必要があります。</li> <li>(2) 町民と行政が自分たちの役割を認識しあい、課題を解決していく環境づくりが必要となっています。</li> <li>(3) 町民の活動やまちの情報を町民に適時提供し、町民との情報共有を図ることが必要となっています。</li> <li>(4) 各町内会の高齢化等により、地域コミュニティ活動の低下、行事やまちづくりへの参加者の減少が懸念されます。</li> <li>(5) 町民同士の交流の機会を創出し、町内会活動の活性化と円滑化が求められています。</li> </ul>

施策の方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自治振興協議会の円滑な運営の支援に努めます。</li> <li>◆協働のまちづくりを推進するため、町政への町民の参画機会の拡充や、各種協働の取組みへの支援に努めます。</li> <li>◆協働の意識づくりを図るため、啓発活動の強化を図ります。</li> <li>◆まちの情報や町民の活動を適時情報提供し、町民との情報の共有を図ります。</li> <li>◆協働の推進体制や相談体制、支援体制の整備に努めます。</li> <li>◆地域環境美化活動、地域安全活動、地域コミュニティ活動等に対する支援に努めます。</li> </ul>

施策の方向	主な施策
<b>(1) 住民が参画しやすい環境づくり</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●町民の参画機会の拡充に努めます。</li> <li>●協働の機会の創出に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■政策形成や決定過程への住民参加の拡充</li> <li>■行政が行う事業への協働の可能性の検討</li> <li>■協働の観点からの既存事業の見直し</li> <li>■協働のまちづくり推進事業の実施</li> </ul>
<b>(2) 協働への意識づくり</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●町民への意識づくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■協働に対する啓発活動の推進</li> <li>■協働の取り組み事例の紹介</li> <li>■人材育成のための研修活動の実施</li> </ul>
<b>(3) 情報提供の充実</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報提供を充実し、情報の共有を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■広報やホームページを活用した積極的な情報提供</li> <li>■町内活動団体の情報発信</li> </ul>
<b>(4) 協働を推進するための体制整備</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●推進体制の整備に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■協働のまちづくりを推進するための組織強化</li> <li>■協働を推進するための相談体制の整備</li> <li>■自治振興協議会の育成と活動支援</li> </ul>
<b>(5) 支援体制の構築</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域環境美化、地域安全活動、地域コミュニティー活動の支援に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各町内会での自主的な活動への誘導及び支援</li> </ul>

## 2 広報広聴の充実

現状と課題
<p>(1) 情報量が多くなる中で、地域住民への分かりやすく、タイムリーな情報発信が必要となっています。</p> <p>(2) 町民の声を広く聴き、町政へ反映させる仕組みづくりが必要となっています。</p> <p>(3) 町の魅力を町外へ効果的に情報発信する仕組みづくりが必要となっています。</p>

施策の方針
<p>◆町民へのタイムリーで的確な情報発信に努めます。</p> <p>◆町民の意見等を適切に町政に反映させるための広聴活動の充実に努めます。</p> <p>◆町の魅力の総合的な情報発信に向けた取り組みを推進します。</p>

施策の方向	主な施策
<b>(1) 的確な情報発信</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種媒体を活用した迅速かつ的確な情報発信に努めます。</li> <li>●分かりやすく、見やすい広報の紙面づくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ホームページの充実</li> <li>■防災無線による迅速な情報伝達の推進</li> <li>■町民にいち早く情報提供する広報づくりの推進</li> <li>■地域と密着した情報等を取り入れた、親しみやすく読みやすい広報誌の作成</li> <li>■防災情報や緊急情報の発信（メール配信）</li> </ul>
<b>(2) 広聴活動の充実</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●町民の声を町政に反映するための広聴活動の充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■町民の声を広く聞くための方策の検討</li> <li>■意見要望の取りまとめの実施</li> <li>■「町民ふれあい懇談会」等の実施</li> </ul>
<b>(3) 総合的な情報発信の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●町の魅力の総合的な情報発信に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■町外への効果的な情報発信に向けた方策の検討と取り組みの推進</li> </ul>

# 5 計画の実現を目指して

## 【将来を見据えた行財政運営の効率化】

### 1 適正な行政運営の推進

現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員の定員削減や給与構造改革をはじめ、行政改革に取り組んできましたが、厳しい財政状況や地域経済の状況から更なる行政の効率化が求められます。</li> <li>(2) 地域主権型社会への対応が可能な組織体制の整備が必要となっています。</li> </ul>

施策の方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町民のニーズや行政需要に対応した町民サービスの向上を図り、計画的な行政の執行に努めます。</li> <li>◆ 行政改革を積極的に推進し、行政事務の効率化を図ります。</li> <li>◆ 地域主権型社会への対応のための組織体制の整備を図ります。</li> <li>◆ 開かれた町政に向け、情報公開を推進します。</li> </ul>

施策の方向	主な施策
<b>(1) 計画的行政の推進</b>	
● 基本計画の実現に向けて、行政目標と行政評価を明らかにした行政運営に努めます。	■ 行政評価システムの導入、構築を検討
<b>(2) 行政改革の推進</b>	
● 行政改革を推進し、行政事務の効率化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 行政経費の節減</li> <li>■ 公共施設の民間委託や指定管理者制度導入の検討</li> <li>■ 公営事業・外郭団体等の組織見直し</li> </ul>
<b>(3) 地域主権型社会への対応</b>	
● 道州制や権限移譲に伴う行政体制の整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 行政組織の柔軟に対応できる体制整備</li> <li>■ 新たな共同事務処理の検討</li> </ul>
<b>(4) 適正な人事管理の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職員の適正な人事管理に努めます。</li> <li>● 人材育成基本方針による職員研修計画を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 定員適正化計画による職員の適正な配置</li> <li>■ 職員研修の充実とスキルアップへの強化</li> </ul>
<b>(5) 情報公開の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、適切な対応に努めます。</li> <li>● 積極的な情報の提供に努めます。</li> </ul>	■ 行政情報の適切な管理と条例に基づく適切な対応

## 2 健全な財政運営の推進

現状と課題
<p>(1) 地方交付税・町税などの一般財源は減少が懸念され、不安定な基盤での財政運営となっています。</p> <p>(2) 地方債残高は発行抑制・繰上償還の実施により減少傾向ですが、今後の大型事業実施において大きな財源を必要とすることから、地方債残高の増加と各種指標数値の悪化が懸念されます。</p> <p>(3) 今後の事業計画を勘案しつつ、行政コストの縮減・安定した自主財源の確保など計画的な財政運営が更に重要となってきています。</p>

施策の方針
<p>◆中長期的な財政計画による健全な財政運営に努めます。</p> <p>◆町債の抑制と公債費の縮減に努めます。</p> <p>◆行政コストの縮減に向けて、行財政改革の推進に努めます。</p>

施策の方向	主な施策
<b>(1) 健全財政の確保</b>	
●財政運営計画に基づく計画的な財政運営に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中長期にわたる財政計画の策定</li> <li>■基本計画、実施計画との整合を図り、効率的な財政調整を実施</li> <li>■投資的事業及び町債発行の抑制</li> </ul>
<b>(2) 財政運営の効率化の推進</b>	
●費用負担の適正化と公平性の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■使用料・手数料の計画的な見直し</li> <li>■受益と負担の明確化</li> </ul>
●効果的な財源の確保と資金運用に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■有利な起債の重点的充当</li> <li>■計画的な基金造成、活用と効果的な運営資金の調達</li> </ul>
<b>(3) 安定的自主財源の確保</b>	
●町税の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■納税思想の普及促進</li> <li>■徴収強化対策の推進</li> <li>■所得向上施策の推進</li> <li>■定住施策の推進</li> <li>■農業を始めとする各産業の育成発展</li> </ul>
<b>(4) 行政コストの縮減</b>	
●予算編成をとおしたコスト削減と意識改革に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■経常経費の削減</li> <li>■サンセット方式の推進</li> <li>■効率的施策の立案</li> </ul>
●スクラップアンドビルドの推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施策のスクラップ、統合の推進</li> <li>■社会資本のスクラップ、統合、複合化の推進</li> <li>■基本集落の整備と散居の解消</li> <li>■不要公共施設の処分の推進</li> <li>■狭隘町有地の処分の推進</li> </ul>



### 3 広域行政の推進

現状と課題
<p>(1) 少子高齢化などの社会情勢の変化により、地域の課題が多様化、広域化しています。</p> <p>(2) 交付税の削減等限られた財源のなかで、効率的で効果的な行政サービスが求められています。</p>

施策の方針
<p>◆あらゆる分野における広域連携を推進し、地域の活性化と課題解決に努めます。</p>

施策の方向	主な施策
<b>(1) 広域連携の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●近隣市町村との連携を密にし、広域的課題に迅速に対応できる体制の強化に努めます。</li> <li>●他圏域との連携強化を推進します。</li> <li>●一部事務組合で処理している事務の一層の効率化と新たな業務の処理についての検討を進めます。</li> <li>●地域主権型社会への移行も視野に入れながら、広域連携の推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■北空知広域圏での連携強化</li> <li>■留萌・上川圏との広域的な連携の推進</li> <li>■行政事務以外での多方面にわたる協力・連携の強化</li> <li>■新たな共同事務処理の検討</li> <li>■札幌市を中心とした道内連携による取り組みの推進</li> </ul>



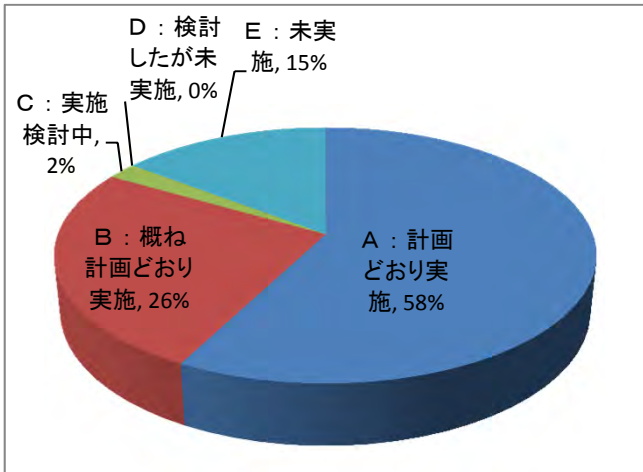
資料編

計画進捗状況(自己評価)

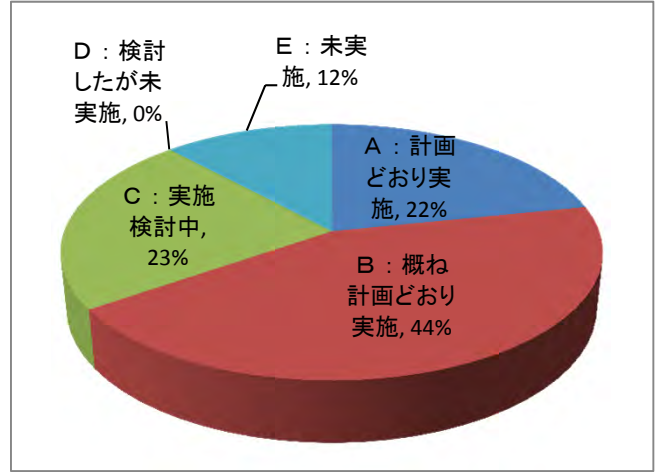
# 前期計画期間における計画進捗状況（自己評価）

## ①安心で暮らしやすいまちづくりの追求

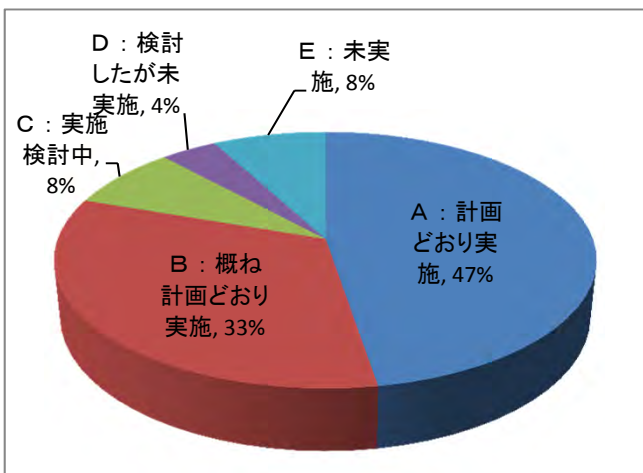
【安心できる福祉・医療・保健の充実】



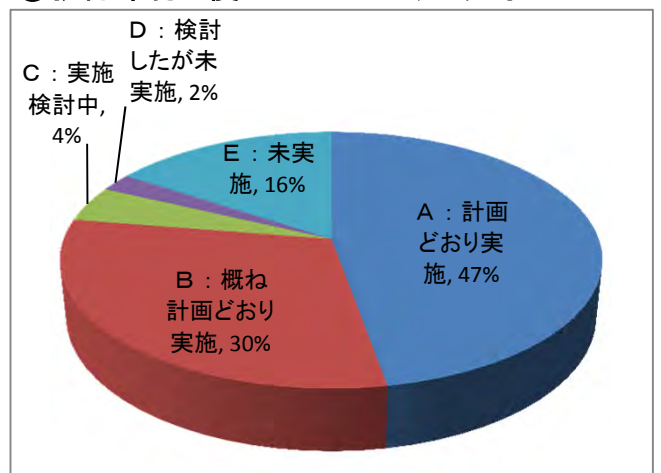
【住み良い生活基盤の確保】



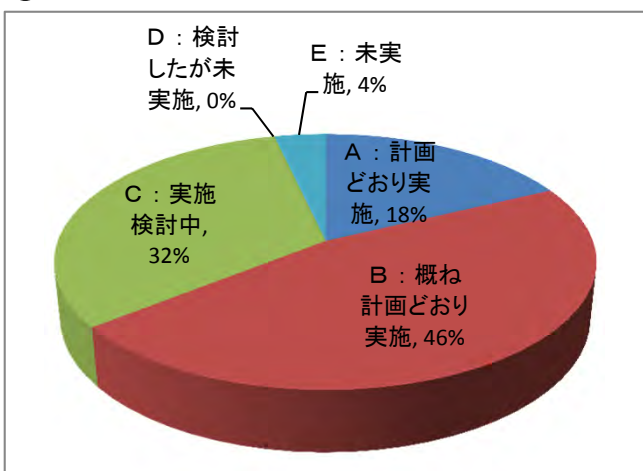
## ②活気あるまちづくりの追求



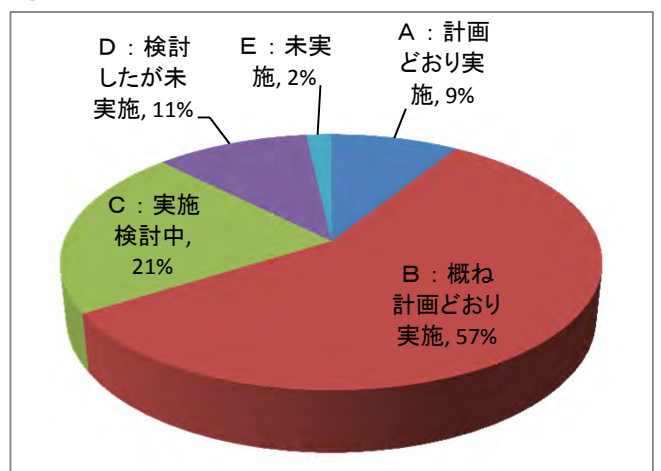
## ③教育環境に優れたまちづくりの追求



## ④地球環境に貢献するまちづくりの追求



## ⑤計画の実現を目指して(協働、行財政運営)



発 行 北海道沼田町  
発効日 平成27年6月  
編 集 沼田町政策推進室

## 北海道沼田町

〒078-2202 北海道雨竜郡沼田町南1条3丁目6番53号

TEL 0164-35-2111

FAX 0164-35-2393

E-mail [info@town.numata.lg.jp](mailto:info@town.numata.lg.jp)

ホームページ <http://www.town.numata.hokkaido.jp>

